

昭和三十年七月二十二日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和三十年七月二十二日

○第二十二回衆議院會議録第四十五号

昭和三十年七月二十二日(金曜日)

議事日程 第四十四号

昭和三十年七月二十二日

午後一時開議

- 第一 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案(内閣提出)
- 第三 糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 自動車損害賠償責任再保険特別会計法案(内閣提出)
- 第五 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 余剰農産物資金融通特別会計法案(内閣提出)
- 第七 登り振興法案(平野三郎君外四名提出)
- 第八 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案(橋樑渡君外二百七十二名提出)
- 第九 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(内閣提出)

る法律の一部を改正する法律案
(小枝一雄君外一名提出)

第十 漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件

第十一 衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

●本日の会議に付した案件

日程第一 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案(内閣提出)

日程第三 糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 自動車損害賠償責任再保険特別会計法案(内閣提出)

日程第五 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 余剰農産物資金融通特別会計法案(内閣提出)

資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 登り振興法案(平野三郎君外四名提出)

日程第八 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案(橋樑渡君外二百七十二名提出)

日程第九 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(小枝一雄君外一名提出)

日程第十 漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件

日程第十一 衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

公立小学校不登校児童解消促進臨時措置法案(内閣提出)

石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣提出)

臨時石炭鉱業安定法案(多賀谷眞君外十三名提出)

株式会社科学研究所法案(小平久雄君外三名提出)

午後二時四十九分開議
○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

第一 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案(内閣提出)

第三 糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 自動車損害賠償責任再保険特別会計法案(内閣提出)

第五 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 余剰農産物資金融通特別会計法案(内閣提出)

第七 資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○大石武一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日程第一ないし第六とともに、内閣提出、資金運用部資金法の一部を改正する法律案を追加して、七案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 大石君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認められます。よって日程は追加せられます。

日程第一、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案、日程第二、日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案、日程第三、糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案、日程第四、自動車損害賠償責任再保険特別会計法案、日程第五、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案、日程第六、余剰農産物資金融通特別会計法案、資金運用部資金法の一部を改正する法律案、右七案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員理事春日一輝君。

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律

第一條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第四條中「其ノ他ノ諸費」の下に「並ニ同事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツルヲノ業務勘定ヘノ繰入金」を加える。

第六條中「健康勘定ヨリノ受入金」の下に「日雇労働者健康保険事業ノ保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツルヲノ日雇健康勘定ヨリノ受入金」を加える。

第九條中「健康勘定及年金勘定」と「健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定」に改める。

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案外六案

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議第四十五号 厚生保險特別会計法等の一部を改正する法律案外六案

六二六

第十一條第二項中「保險給付費」の下に「及保健施設費又ハ福祉施設費ニ充ツル為メ業務助成金」ノ語ヲ加入シテ之ヲ加ふる。

第十八條ノ五の次に次の一條を加ふる。

第十八條ノ六 政府ハ本会計ノ健康助成ノ歳入不足ヲ補填スルタメ必要アルトキハ昭和三十年度以降七箇年度毎年度一般会計ヨリ十億円ヲ限リ同勘定ニ歳入ルリコトヲ得

(給員保險特別会計法の一部改正)

第二條 給員保險特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の次に次の一條を加ふる。

第二十六條 政府は、この会計の保險給付費のうち療養の給付、療養費、家族療養費、療養手当金、分給費、出張手当金、育児手当金、配偶者分給費、葬祭料及び家族葬祭料に要する費用(船法法の規定による災害補償に相当するものに要する費用を除く)の財源の一部に充てるため必要があるときは、昭和三十年年度以降六箇年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限りこの会計に繰り入れることができる。

前項の規定により一般会計からこの会計に繰り入れられた場合に於いては、第十五條の二中「一般会計から受け入れた金額」とあるのは、「一般会計から受け入れた金額」に改正する。

額(第二十六條の規定による受入金金を除く)と読み替へるものとす。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度の予算から適用する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

日本開發銀行の電源開發株式会社に対する出資の処理に関する法律案

附則

1 電源開發促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)附則第十三項の規定に基いて日本開發銀行が引き受けた電源開發株式会社の株式は、政令で定める時期において、政府の産業投資特別会計に帰属するものとする。

2 日本開發銀行の資本金の額及び政府の産業投資特別会計からの日本開發銀行に対する出資金の額は、それぞれ、前項に定める時期において、同項の規定により産業投資特別会計に帰属した株式の金額の合計額に相当する額を減少するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項及び第三項の規定は、昭和三十一年三月三十一日までに於いて政令で定める日から施行する。

2 電源開發促進法の一部を次のように改正する。

附則第十三項及び第十四項を削り、附則第十五項を附則第十三項とし、附則第十六項を削り、附則第十七項以下を三項ずつ繰り上げる。

3 日本開發銀行法(昭和二十六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「千五百二十二億二千円」と第四十九條の二第四項の規定により同特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額を「二千三百三十九億七千五百円」に改め、同條第二項中「千五百十二億二千円」を削り、「並びに第四十八條第一項を、「第四十八條第一項並びに第四十九條の二第四項」に改める。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

系属安定特別会計法の一部を改正する法律案

系属安定特別会計法(昭和二十六年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「生糸の買入、売渡、貯蔵及び加工の下に、繭の買入、売渡、交換及び加工並びに繭の価格の維持のための助成」を加ふる。

第四條第一項中「生糸の売渡代金、生糸及び繭の売渡代金、繭の交換に伴う収入、証券」第十條の規定により発行する証券に限る」の発行収入金、借入金、に、「加工に関する経費」を加工並びに繭の買入及び加工に関する経費、繭の交換に伴う支出、繭糸価格安定法第十一

條第一項の規定による助成に要する経費、証券(第十條の規定により発行する証券に限る)及び借入金の償還金、証券、一時借入金及び借入金の利率、に改める。

第五條第二項第一号中「及び生糸在高明細表を、生糸在高明細表及び繭在高明細表」に、同項第二号中「及び予定生糸在高明細表を、予定生糸在高明細表及び予定繭在高明細表」に改める。

第六條を次のように改める。

第六條 (歳入歳出予算の区分) 第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

第十四條を第二十條とし、第十二條及び第十三條を六條ずつ繰り下げ、第十五條第二項及び第十一條第二項中「及び生糸在高明細表を、生糸在高明細表及び繭在高明細表」に改め、第十一條を第十七條とし、第八條から第十條までを六條ずつ繰り下げ、第七條の次に次の六條を加ふる。

(証券及び一時借入金) 第八條 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、証券を発行し、又は一時借入金を行うことができる。

2 前項に規定する証券及び一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

(借換)

第九條 前条第一項の規定による証券又は一時借入金をその償還期限

内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、借換のため、この会計の負担において、証券を発行し、又は一時借入金を行うことができる。その借換についても、また同様とする。

2 前項に規定する証券又は一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

(証券及び借入金)

第十條 第八條第一項又は前条第一項の規定による証券又は一時借入金(国庫余裕金の繰替使用に関する法律(昭和二十四年法律第六十三号)第一條第一項の規定による繰替金があるときは、当該繰替金を含む)を当該年度内に償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において、証券を発行し、又は借入金をすることができる。

2 前条第一項の規定は、第一項の規定による証券又は借入金の借換について準用する。

3 前二項の規定による証券及び借入金は、一年内に償還しなければならない。

(証券等の限度額)

第十一條 この会計において負担することができぬ証券、一時借入金及び借入金の限度額は、通じて三十億円とする。

(証券等の発行及び償還等の事務)

第十二條 第八條から第十條までに規定する証券、一時借入金及び借

入金の発行、借入及び償還に關する事務は、大蔵大臣が行う。

(國債整理基金特別会計への繰入) 第十三条 この会計の負担に關する証券(第十條の規定により発行する証券に限る)及び借入金金の償還金、証券、一時借入金及び借入金

の利息並びに証券の発行及び償還に關する経費の支出に必要な金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の糸備安定特別会計法第五條第二項第一号の規定中編在高明細表に係る部分は昭和三十三年度の予算から、同項第二号の規定部分は昭和三十三年度の予算から、同項第十六條第二項及び第十七條第二項の規定中当該年度の予算編在高明細表に係る部分は昭和三十一年度の予算から、それぞれ適用する。

3 國庫余裕金の繰替使用に關する法律(昭和二十四年法律第六十三號)の一部を次のように改正する。

第一條中「新設備前節特別會計法(昭和二十二年法律第百四十七號)第四條第二項の証券を」糸備安定特別會計法(昭和二十六年法律第百二十一號)第八條第一項又は第九條第一項の証券に改める。

【報告書は會議録に掲げ】

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案外六案

自動車損害賠償責任再保險特別會計法

自動車損害賠償責任再保險特別會計法

(設置)

第一條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第 号、以下「法」といふ)による自動車損害賠償責任再保險事業及び自動車損害賠償保障事業に關する政府の経理を明確にするため、自動車損害賠償責任再保險特別會計を設け、一般會計と区分して経理する。

(管理) 第二條 この會計は、運輸大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(区分)

第三條 この會計は、保險勘定、保險勘定及び業務勘定に区分する。

(保險勘定の繰入及び繰出) 第四條 保險勘定においては、再保險料、法第四十六條の規定による納付金、借入金及び附随雑収入をもつてその繰入とし、再保險金の償還金及び利子、一時借入金の払い戻し金(以下「再保險料の払い戻し金」といふ)、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利息、保險勘定への繰入金その他の諸費をもつてその繰出とする。

2 前項の規定する保險勘定への繰入金は、向勘定における保險金(法第七十二條の規定による支払金を除く。以下「同じ」の支払財産に充てるため、予算の定めるところにより、再保險料のうち政府で定める金額を繰り入れるものとす

(保險勘定の繰入及び繰出) 第五條 保險勘定においては、法第七十八條の規定による自動車損害賠償保障事業(以下「業務金」といふ)、法第八十二條第一項の規定による他の會計からの繰入金、保險勘定からの繰入金、法第七十六條の規定に基く権利の行使による収入金、法第七十九條の規定による利息金、借入金及び附随雑収入をもつてその繰入とし、保險金、自動車損害賠償保障事業の業務の取扱に關する諸費に充てるための業務勘定への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利息その他の諸費をもつてその繰出とする。

(業務勘定の繰入及び繰出) 第六條 業務勘定においては、法第五十條及び法第八十二條第一項の規定による一般會計からの繰入金、保險勘定からの繰入金及び附随雑収入をもつてその繰入とし、法の規定による自動車損害賠償責任再保險事業及び自動車損害賠償保障事業の業務の取扱に關する諸費をもつてその繰出とする。

(繰入算出予定計算書の作成及び送付) 第七條 運輸大臣は、毎会計年度、この會計の繰入算出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の繰入算出予定計算書には、保險勘定及び保險勘定に係る次の書類を添付しなければならない。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(繰入算出予定計算書の作成及び送付) 第八條 この會計の繰入算出予定計算書は、繰入にあつては、その性質に従つて及及び項に、繰出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出) 第九條 内閣は、毎会計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第七條第一項に規定する繰入算出予定計算書及び同條第二項の書類を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理) 第十條 保險勘定又は保險勘定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを当該勘定の積立金に組み入れて整理するものとする。

2 保險勘定又は保險勘定において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、当該勘定の積立金を減額して整理するものとする。ただし、その損失の額が当該勘定の積立金の額をこえるときはそのこえる額を、当該勘定の積立金がないときはその損失の額を、これを当該勘定の損失の繰越として整理するものとする。

(剰余金の繰入) 第十一條 各勘定において、毎会計年度の繰入算出の決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の

翌年度の繰入に繰り入れるものとす。

(繰入算出決定計算書の作成及び送付) 第十二條 運輸大臣は、毎会計年度、繰入算出予定計算書と同一の区分により、この會計の繰入算出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の繰入算出決定計算書には、保險勘定及び保險勘定の当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(繰入算出決算書の作成及び提出) 第十三條 内閣は、毎会計年度、この會計の繰入算出決算書を作成し、一般會計の繰入算出決算書とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の繰入算出決算書には、前條第一項に規定する繰入算出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(余裕金の預託) 第十四條 各勘定において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金) 第十五條 保險勘定又は保險勘定に關する経費を支弁するため必要があるときは、当該勘定の負担において借入金をすることができ、

2 前項の規定による借入金をすることができ、再保險料(第四條第二項の規定により保險勘定へ繰り入

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 養育振興法案外三件

府県知事に届け出なければならぬ
(転飼養育の規制)

第四條 養育業者は、他の都道府
県の区域内に転飼しようとする
ときは、省令の定めるところによ
り、あらかじめ、転飼しようとする
場所を管轄する都道府県知事の
許可を受けなければならない。た
だし、省令で定める場合は、この
限りでない。
2 前項の許可には、転飼の場所、
ほう群数その他の事項について条
件を附することができる。
3 都道府県は、その区域内におけ
る転飼につき、条例で規制をする
ことができる。

第五條 農林大臣は、農薬の使用が
みつばちに著しい被害を与えるお
それがあるとき、その使用の時期、
方法を制限し、又はその使用の時
期、方法等について必要な措置を
とるべきことを命ずることができる。
(農薬使用の規制)

第六條 みつばちの保護増殖
第六條 みつばちの保護増殖、除去又
は採採しようとする者は、その目
的に反しない限りにおいて、みつ
ばちの増大を旨としてこれを行
わなければならない。
(表示)

第七條 はちみつを精製(脱色、脱
臭、濃縮又は添加物の添加をい
ふ。以下同じ)して販売すること
を業とする者は、はちみつを販売
するときは、省令の定めるところ
により、その容器に添加物の有無

及び添加物を添加したときはその
種類及び割合を表示しなければな
らない。
2 はちみつを販売する者は、
容器に前項の規定による表示
のあるはちみつでなければこれを
販売してはならない。
(農林大臣の報告聴取及び勧告)

第八條 農林大臣は、養育業者の振興
のために必要な事項を認めるとき
は、都道府県知事に対し、みつば
ちの状態、ほう群数その他必要な事
項に関し、報告を求めることがで
きる。
2 農林大臣は、ほう群配置の適正
を期するため必要があると認め
るときは、転飼養育の規制に関
し、都道府県知事に勧告をするこ
とができる。
(助成)

第九條 政府は、養育業者に対
し、予算の範囲内において、養育
業者の振興のために必要な補助金を
交付することができる。
(罰則)

第十條 第四條第一項又は第七條の
規定に違反した者は、一万円以下
の罰金に処する。
第十一條 第三條第一項の規定に違
反した者は、一万円以下の過料に
処する。
附則
1 この法律の施行期日は、公布の
日から起算して三箇月をこえない
期間内において、政令で定める。
2 この法律の施行前に精製された
はちみつについては、この法律施
行後六箇月を限り、第七條の規定
は、これを適用しない。
3 家畜伝染病予防法(昭和二十六
年法律第百六十六号)の一部を次
のように改正する。

第二條第一項の表中 二十七 ひな白痢
二十七 ひな白痢
二十八 隔蛆病
二十九 鶏、あひる
三十 鶏、あひる
三十一 鶏、あひる
三十二 鶏、あひる
三十三 鶏、あひる
三十四 鶏、あひる
三十五 鶏、あひる
三十六 鶏、あひる
三十七 鶏、あひる
三十八 鶏、あひる
三十九 鶏、あひる
四十 鶏、あひる
四十一 鶏、あひる
四十二 鶏、あひる
四十三 鶏、あひる
四十四 鶏、あひる
四十五 鶏、あひる
四十六 鶏、あひる
四十七 鶏、あひる
四十八 鶏、あひる
四十九 鶏、あひる
五十 鶏、あひる
五十一 鶏、あひる
五十二 鶏、あひる
五十三 鶏、あひる
五十四 鶏、あひる
五十五 鶏、あひる
五十六 鶏、あひる
五十七 鶏、あひる
五十八 鶏、あひる
五十九 鶏、あひる
六十 鶏、あひる
六十一 鶏、あひる
六十二 鶏、あひる
六十三 鶏、あひる
六十四 鶏、あひる
六十五 鶏、あひる
六十六 鶏、あひる
六十七 鶏、あひる
六十八 鶏、あひる
六十九 鶏、あひる
七十 鶏、あひる
七十一 鶏、あひる
七十二 鶏、あひる
七十三 鶏、あひる
七十四 鶏、あひる
七十五 鶏、あひる
七十六 鶏、あひる
七十七 鶏、あひる
七十八 鶏、あひる
七十九 鶏、あひる
八十 鶏、あひる
八十一 鶏、あひる
八十二 鶏、あひる
八十三 鶏、あひる
八十四 鶏、あひる
八十五 鶏、あひる
八十六 鶏、あひる
八十七 鶏、あひる
八十八 鶏、あひる
八十九 鶏、あひる
九十 鶏、あひる
九十一 鶏、あひる
九十二 鶏、あひる
九十三 鶏、あひる
九十四 鶏、あひる
九十五 鶏、あひる
九十六 鶏、あひる
九十七 鶏、あひる
九十八 鶏、あひる
九十九 鶏、あひる
一百 鶏、あひる

し、予算の範囲内において、養育
業者の振興のために必要な補助金を
交付することができる。
(罰則)

第十條 第四條第一項又は第七條の
規定に違反した者は、一万円以下
の罰金に処する。
第十一條 第三條第一項の規定に違
反した者は、一万円以下の過料に
処する。
附則
1 この法律の施行期日は、公布の
日から起算して三箇月をこえない
期間内において、政令で定める。
2 この法律の施行前に精製された
はちみつについては、この法律施
行後六箇月を限り、第七條の規定
は、これを適用しない。
3 家畜伝染病予防法(昭和二十六
年法律第百六十六号)の一部を次
のように改正する。

第二條第一項の表中 二十七 ひな白痢
二十七 ひな白痢
二十八 隔蛆病
二十九 鶏、あひる
三十 鶏、あひる
三十一 鶏、あひる
三十二 鶏、あひる
三十三 鶏、あひる
三十四 鶏、あひる
三十五 鶏、あひる
三十六 鶏、あひる
三十七 鶏、あひる
三十八 鶏、あひる
三十九 鶏、あひる
四十 鶏、あひる
四十一 鶏、あひる
四十二 鶏、あひる
四十三 鶏、あひる
四十四 鶏、あひる
四十五 鶏、あひる
四十六 鶏、あひる
四十七 鶏、あひる
四十八 鶏、あひる
四十九 鶏、あひる
五十 鶏、あひる
五十一 鶏、あひる
五十二 鶏、あひる
五十三 鶏、あひる
五十四 鶏、あひる
五十五 鶏、あひる
五十六 鶏、あひる
五十七 鶏、あひる
五十八 鶏、あひる
五十九 鶏、あひる
六十 鶏、あひる
六十一 鶏、あひる
六十二 鶏、あひる
六十三 鶏、あひる
六十四 鶏、あひる
六十五 鶏、あひる
六十六 鶏、あひる
六十七 鶏、あひる
六十八 鶏、あひる
六十九 鶏、あひる
七十 鶏、あひる
七十一 鶏、あひる
七十二 鶏、あひる
七十三 鶏、あひる
七十四 鶏、あひる
七十五 鶏、あひる
七十六 鶏、あひる
七十七 鶏、あひる
七十八 鶏、あひる
七十九 鶏、あひる
八十 鶏、あひる
八十一 鶏、あひる
八十二 鶏、あひる
八十三 鶏、あひる
八十四 鶏、あひる
八十五 鶏、あひる
八十六 鶏、あひる
八十七 鶏、あひる
八十八 鶏、あひる
八十九 鶏、あひる
九十 鶏、あひる
九十一 鶏、あひる
九十二 鶏、あひる
九十三 鶏、あひる
九十四 鶏、あひる
九十五 鶏、あひる
九十六 鶏、あひる
九十七 鶏、あひる
九十八 鶏、あひる
九十九 鶏、あひる
一百 鶏、あひる

号及び第四号中「家畜」を「家畜
家きん及びみつばち」に、同項第
三号中「家畜」を「家畜及び家きん」
に改める。
養育振興法案に対する修正案
養育振興法案の一部を次のよう
に修正する。
第十條中「第七條」を「第六條」に改
め、第五條を削り、第六條を第五條

とし、以下二条ずつ繰り上げる。
附則第二項中「第七條」を「第六條」
に改める。
[報告書は会録録追録に掲載]

天災による被害農林漁業者等に対
する資金の融通に関する暫定措置
法案
天災による被害農林漁業者等に
対する資金の融通に関する暫定
措置法
(目的)
第一條 この法律は、暴風雨、地震、
暴風浪、高潮、降雪、低温又は降
ひょう等の天災によつて損失を受
けた農林漁業者及び農林漁業者の
組織する団体に対し、農林漁業者の
経営等に必要資金の融通を円滑
にする措置を講じて、その経営の
安定に資することを目的とする。

第二條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第三條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第四條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第五條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第六條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第七條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第八條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第九條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第十條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第十一條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第十二條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第十三條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第十四條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第十五條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第十六條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第十七條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第十八條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第十九條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第二十條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第二十一條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第二十二條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第二十三條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第二十四條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第二十五條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第二十六條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第二十七條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第二十八條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第二十九條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第三十條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第三十一條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第三十二條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第三十三條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第三十四條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第三十五條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第三十六條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第三十七條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第三十八條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第三十九條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第四十條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第四十一條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第四十二條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第四十三條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第四十四條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第四十五條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第四十六條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第四十七條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第四十八條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第四十九條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第五十條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第五十一條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第五十二條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第五十三條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第五十四條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第五十五條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第五十六條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第五十七條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第五十八條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第五十九條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第六十條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第六十一條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第六十二條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第六十三條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第六十四條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第六十五條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第六十六條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第六十七條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第六十八條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第六十九條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第七十條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第七十一條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第七十二條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第七十三條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第七十四條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第七十五條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第七十六條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第七十七條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第七十八條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第七十九條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第八十條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第八十一條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第八十二條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第八十三條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第八十四條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第八十五條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第八十六條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第八十七條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第八十八條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第八十九條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第九十條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第九十一條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第九十二條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第九十三條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第九十四條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第九十五條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第九十六條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第九十七條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第九十八條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第九十九條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。
第一百條 この法律において「被害農
業者」とは農業者をいふ。

は、林業をおもな業務とする者で
あつて、天災によりその生産する
薪炭(薪炭原木を含む)又は林業
用種苗が流失した等のため著しい
被害を受けた旨の市町村長の認定
を受けたものをいふ。「被害農業者
者」とは漁業をおもな業務とする
者であつて、天災によりその生産
する魚類、貝類若しくは海産物類
が流失した等のため著しい被害を
被つた旨又はその所有する漁船、
漁具が流失し、損壊した等のため
著しい被害を受けた旨の市町村長
の認定を受けたものをいふ。
2 この法律において「被害組合」と
は、農業協同組合、農業協同組合
連合会、森林組合、森林組合連合
会又は水産協同組合であつて天
災(該天災による被害が特に著し
いと認め政令で指定するものに
限る。以下第四項において同じ)に
よつてその所有し又は管理する施
設、在庫品等につき著しい被害を
受けたものをいふ。
3 この法律において「経営資金」と
は、農業協同組合、森林組合、漁
業協同組合(以下「組合」と総称す
る)又は金融機関が被害農業者、
被害農業者又は被害漁業者(以下
「被害農林漁業者」と総称する)に
対し、種苗、肥料、飼料、薬剤、
薪炭原木、稚魚、稚貝、他、漁
業用燃油等の購入資金その他農林
漁業経営に必要な資金として政令
で定める期間内に貸し付ける資金
で次の各号に該当するものをい

一 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は五万円のとちから低い額の範囲内のものであること。

二 償還期限が三年以内のものであること。

三 利率が、年六分五厘(開拓者に貸し付けられる場合は年五分五厘)以内のものであること。

四 この法律において「事業資金」とは、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会(以下「連合会」と総称する)又は金融機関が、被害組合に対し、天災により被害を受けたために必要となつた事業運営資金として五百万円(連合会に貸し付けられる場合は一千万円)の範囲内において、償還期限三年以内及び利率年六分五厘以内の条件で政令で定める期間内に貸し付けるものをいう。

(国庫補助)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、次の各号に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が貸し付けた経費資金(農業協同組合又は漁業協同組合が農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の金融機関から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。以下第三号、第五号及び第七号において同じ)につき利子補給を行つた場合における当該利子補給に要する経費

二 都道府県が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は当該金融機関に対し利子補給を行つた場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が貸し付けた経費資金につき利子補給を行つた場合に要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 市町村が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該連合会又は当該金融機関に対し利子補給を行つた場合に要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

五 都道府県が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

六 都道府県が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は当該金融機関に対し補償する場合における当該補助に要する経費

七 市町村が、農業協同組合、漁業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該補助に要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

八 市町村が、連合会又は農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該連合会又は当該金融機関が、経営資金を貸し付けようとする組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該連合会又は当該金融機関に対し補償するに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

九 都道府県が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が貸し付けた事業資金につき利子補給を行つた場合における当該利子補給に要する経費

十 市町村が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が貸し付けた事業資金につき利子補給を行つた場合における当該利子補給に要する経費

十一 都道府県が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が事業資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

十二 市町村が、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関との契約により、当該金融機関が事業資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

2 前項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号の契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である農業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の金融機関(以下「融資機関」と総称する)は、当該契約により損失補償を受けた後、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これに当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約から受けた損失補償の金額に連するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

8 第一項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号の損失は、融資元本の償還期限到来後政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む)の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

4 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号に掲げる資金の総額は、それぞれ天災ごとに政令で定める額を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し交付する補助金は、同項第一号から第四号まで、第九号及び第十号の経費については当該利子補給額二分の二に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘(開拓者に貸し付けられる場合は年三分)の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号の経費につ

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議第四十五号 養育費振興法案外三件

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 陸海軍省令第三号

いは、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のどちらか低い額の範囲内とする。

(政府への納付金)

第五條 第三項第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2 第三項第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

(補助金の打切又は返還)

第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は都道府県若しくは市町村と第三項第一項第五号から第八号まで、第十一号及び第十二号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付し

た補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案に対する修正
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案に対する修正
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案の一部を次のように修正する。

第一條中「暴風雨」の下に「豪雨」を、「高潮」の下に「降雪」を加える。

第二條第一項中「又は林業用種苗が流失した等のため著しい被害を被つた旨」を、「木材、林業用種苗その他の林産物が流失した等のため著しい被害による平年における総収入額の百分の十以上の損失を被つた旨又は木、わさび育苗施設若しくは樹苗育成施設が流失し、損壊した等のため著しい被害を被つた旨」に、「漁具が流失し」を「漁具が沈没し、流失し、滅失し」に改め、同条第三項中「粟刈」の下に「農機具(政令で定めるものに限る)」、「薪炭原木」の下に「しいたけほだ木、漁具(政令で定めるものに限る)」、「購入資金」の下に「炭がまの構築資金」を加え、同項各号を次のように改め

一 市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は十五万円(北海道にあつては二十万円、漁具の購入は一千万円)の範囲内で政令で定める額のどちらか低い額(牛又は馬を所有する被害農業者に貸し付けられる場合は、その額に更に三万円を加えた額)の範囲内のものであること。
二 償還期限が、五年の範囲内において政令で定める期限以内のものであること。
三 利率が、政令で指定する地域における被害農林漁業者に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、開拓者に貸し付けられる場合は年五分五厘以内、その他の場合は年六分五厘以内のものであること。
第二條第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
4 既に経営資金の貸付を受けている者がその償還期限内に再び被害農林漁業者に該当することとなつた場合におけるその経営資金については、その償還期限を政令で定めるところにより二年をこえない範囲内で延長する旨の貸付条件の規定があつたときも、前項第二号の変更があつたときも、前項第二号の規定にかかわらず、これを経営資金とみなす。
第三條第一項第七号及び第八号中「四分の三」を「五分の四」に改める。
第四條第二項中「開拓者に貸し付

けられる場合は年三分)を削り、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第一号から第四号までの経費につき、経営資金の貸付の利率が第二條第三項第三号の規定により年五分五厘以内定められてい

る資金に係るものにあつては当該利子補給額の二分の一又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年三分の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とし、年三分五厘以内定められてい

るものにあつては当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のどちらか低い額の範囲内とする。

第六條の次に次の一項を加える。
(報告及び検査)
第七條 農林大臣は、経営資金又は事業資金の貸付が適正に行われているかどうかを知るために必要があると認めるときは、当該資金を貸し付けた組合、連合会若しくは金融機関から報告を徴し、又はその職員をして組合、連合会若しくは金融機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年六月十日以降発生し且未済は適用する。

〔報告書は全額録追録に掲載〕

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項第二号から第四号までの中十分の九の下に(当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の十)を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第三條第三項の改正規定の前に次のように加える。

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年六月十日以降発生し且未済は適用する。

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 養魚振興法案外三件

第一條中「及び漁港施設」を「漁港施設及び共同利用施設」に改める。

第二條中第四項を第五項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律で「共同利用施設」とは、農業協同組合、農林組合連合会又は水産業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものをいう。

第三條第二項に次の一号を加える。

五 共同利用施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の一

〔報告書は会議録追録に掲載〕

漁港法第十七條第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件

内閣は、漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七條第一項の規定により、漁港審議会の意見を採択して農林大臣から提出せられた漁港整備計画を別紙のとおり改正することについて提出のとおり決定したので、同条第二項の規定に基き、国会の承認を求める。

〔別紙〕

漁港整備計画

わが国の経済を再建し、国民生活を安定せしめる方策の一環として水産業を發展させることは、地理的條件からみて極めて適切且つ必要である。これがためにはまず漁業の根拠地である漁港を、全国に亘り計画的に整備拡充しその機能を増進せることによつて漁業の能率化と経営の合理化をはかり、もつて漁業生産の増強と漁民生活の安定向上に資する必要がある。

一 計画方針

(1) 漁業と漁港施設との現状を基礎とし、将来の漁業の推移、漁

場資源の生産条件との関連、漁港の配置等を勘案して整備計画を掲げる。

(2) 漁港整備計画は、原則的にはわが国の漁業に対応して必要なる漁港施設を、各漁港に具備させることを旨とした総合計画となすべきであるが、国家財政の都合等も考慮し差当り漁港施設の不足度合の高いもの、経済効果の多いもので緊急整備の必要あるものから順次採用する。

(3) 整備漁港の選定については、指定漁港数二、六四五港（昭和

二十九、十二月末現在）を対象とする。

二 計画

(1) 前項の計画方針にもつき六四七港（内修築事業完了の四三港を除き昭和三十年年度以降実施港数は六〇四港）を整備する。

(2) 各漁港においては、漁業状態、漁港施設の現状等を勘案し夫々の漁港に適合した外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備する。

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主なる施設
北海道	節	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	厚	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	厚	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	第二	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	豊	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	別	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	吹	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	内	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	東	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	登	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	豊	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	大	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	志	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	志	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	相	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
大	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	
相	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	
大	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	
南	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主なる施設
音	津	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	白	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	戸	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	志	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	内	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	津	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	田	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	別	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	野	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	口	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	浦	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	登	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	布	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	司	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
	別	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地
樹	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	
谷	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	
南	外かく施設 けい留施設 水域施設 漁港施設用地	

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議第四十五号 整理及振興法案外三件

石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	茨城	福島	秋田
黒高	生水経沼	能出筒	平長福小	坪葛	勝富片富七鴨小	平大平久	豊久松	金平
島浜	地橋田川	生崎石	塚井浦原	田西	山津貝崎浦川淡	磯津瀧	岡浜浦	浦沢
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 水域施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 水域施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設
水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設

大京	三	愛	静	福
阪都	重	知	岡	井
石岸堺佐	桃九宿香鈴大磯	中篠佐知大鬼	用栢戸静網舞小	栢高
津田島野	取木曾島鹿淀津	洲島島柄井崎	宗田田浦代阪川	崎浜
外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設	外かく施設 外かく施設 外かく施設 外かく施設
けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設	けい留施設 けい留施設 けい留施設 けい留施設
水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議第四十五号 養ほう振興法案外三件

北海道	厚岸	厚岸	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	三石	三石	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
北見道	似内	似内	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	古平	古平	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
釧路道	戸部	戸部	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	福島	福島	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
岩手道	砂原	砂原	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	函館	函館	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地

鹿島	阿久根	阿久根	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	阿久根	阿久根	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
宮崎	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
大分	津久	津久	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	津久	津久	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
熊本	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地

岩手	大槌	大槌	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	大槌	大槌	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
宮崎	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
茨城	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
千葉	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
神奈川	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
富山	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
石川	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
福井	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
静岡	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地
	大津	大津	外かく施設	外かく施設	水城施設	漁港施設用地

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議第四十五号 衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

に本法に対する意見を徴しましたところ、吉川農林政務次官から、政府はおおむね了承いたす旨の発言があったのであります。

よって、まず修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決、続いて修正部分を除く原案について採決をいたしましたところ、これもまた全会一致をもって可決いたしました次第であります。

なお、労資委員から附帯決議の提案がございまして、採決の結果、これまた全会一致をもって可決いたしました。

附帯決議を閉読いたします。

農林水産施設復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法案においては、公共性の強い農業用施設について、特にその復旧事業費の負担が一定の限度を超える場合に、その超える部分の一定部分について全額を国から補助することになつていますが、政府は、この一定部分の額につき政令を改正するに当つては、その基準を十五万円以内とすべきである。

次に、漁港法第十七条第二項の規定に基づき、漁港整備計画の改正について承認を求めるとの件について申し上げます。わが国食糧増産の一環として漁業生産の増強をはかるとともに、漁業経済の安定向上に資するため、漁業振興地

である漁港を全国にわたり計画的に整備拡充することは、最も重要な水産業の根本施策であります。これがため、去る昭和二十六年、第十回国会において、緊急整備を要するもの四百五十港について第一次漁港整備計画を立て、逐次修築いたしましたことは御承知の通りであります。当時わが国は占領下にあつた関係上、漁業の面においても種々の制限があり、その後漁業の発展等の実情に適應しない面が多かつたので、漁港法の規定に基づき、政府においてこの整備計画の改正を決定いたしました次第であります。

次にその内容について申し上げます。既定整備計画に採用されませんでした漁港のうち、事業を完了したもの、あるいは緊急度が低減したものはこれを削除し、新たに緊急整備を要するものを追加する等によつて、昭和三十年度以降において六百四港の漁港を整備することになつております。

以上が政府から国会の承認を求めため提出された漁港整備計画改正の趣旨であります。農林水産委員会においては、去る二十日提案理由の説明を聞くとともに、昨日の委員会において審議を進め、政府が漁民の強い要望により昭和二十八年第二次整備計画を立てたにもかかわらず実施を見るに至らず、なお今回の計画との間には二百六十余港の減少となつている点等について真摯なる質疑応答がなされたのであります。

りますが、その詳細については会議録によつて御承知を願います。次いで、質疑を終り、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り承認すべきものと決定いたしました次第であります。

なお、本件承認に当り、次の附帯決議を付することに全会一致をもって決定いたしましたのであります。

一、政府は、今次整備計画の改正に漏れた漁港についても速やかに調査を進め、わが国漁業の発展と漁村の実情に即応するよう漁港整備計画の追加改訂に関し、万遺憾なく措置すること。

二、本計画による昭和三十年年度以降六〇四港の整備のため、総事業費五百二十七億円、国庫負担三百三十二億円以上を要することになるが、本計画の早期完遂を期し国の予算確保については万全の措置を講ずること。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、日程第七ないし第九の三案を一括して採決いたします。三案の委員長の報告はいずれも修正であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り決しました。

次に、日程第十につき採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

第十一 衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第十一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。

日程第十一、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を議題といたします。提出者の趣旨を明瞭に許します。議院運営委員長中村梅吉君。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程(昭和二十二年七月十二日議決)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「四百四十四人」を「四百五十四人」に改め、同条第四号中「四十人」を「十四人」に改める。

附則

1 この規程は、昭和三十年七月二十五日から施行し、第一条第三号の改正規定は同年七月一日から、附則第二項の規定は同年六月一日からそれぞれ適用する。

2 常任委員会専門員を除く衆議院事務局職員は、昭和三十年八月一日において、改正後の衆議院事務局職員定員規程の常任委員会専門員を除く定員(同規程第一条の規程により事務総長の定める定員を含む)の員数をこえないように、同年六月一日から同年七月三十一日までの間に整理されるものとす。それまでの間は、その定員をこえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

3 改正後の衆議院事務局職員定員規程第一条第四号の定員をこえることとなる員数の常任委員会専門員のうち、七人の員数の常任委員会専門員については、昭和三十年七月二十五日から同年七月三十一日までの間は、定員の外に置くこととし、かつ、その員数は、同年八月一日において国立国会図書館の専門調査員の定員に振り替へられるものとす。その他の員数の常任委員会専門員については、同年七月二十五日から同年十月三十一日までの間に整理されるものとす。それまでの間は、定員の外に置くことができる。

〔中村梅吉君登壇〕

○中村梅吉君 たいま議題となりました衆議院事務局職員定員規程の一部

を改正する規程案につきまして、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。規程案の本文は、主事及び常任委員、専任委員の定員改正でございます。主事の定員を四百四十四人から四百五十四人に、また、国会法改正による常任委員、専任委員の改革に伴い、常任委員、専任委員の定員を四十人から十四人に、それぞれ改正をいたそうとするものでございます。

次に本規程案の附則でございます。附則第二項は、常任委員、専任委員を除く衆議院事務局職員の定員減による整理に関する規定でございます。これら職員、定員は、事務総長の定める定員をも含め、予算の減少によりまして、総計においては六月一日以降十六人の定員減となります。過員となる職員は、六月一日から七月三十一日までの間に整理されるものといたしまして、それまでは定員外の措置がとれることといたしております。同じく第三項は、本規程案によって定員減となります常任委員、専任委員に関する規定でありまして、改正後の定員を定めることとなる常任委員、専任委員の七人は、国立国会図書館の専門調査員にその定員とともに振りかえらるものと、その他の常任委員、専任委員は七月二十五日から十月三十一日までの間に整理されるものとして、それ

までは定員外の措置がとれることといたしたものであります。以上が改正案の要点でございます。なお、附則第一項は、主事の増員を七月一日から、常任委員、専任委員の減員を七月二十五日から、また附則第二項に規定する整理並びに定員外の措置を六月一日からとするよう、それぞれ改正案の施行並びに適用年月日を明らかにいたしましたのでございませぬ。本案は議院運営委員会におきまして検討の上、起草したものでございませぬ。何とぞ各位の御賛同あらんことを希望いたします。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって本案は可決いたしました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案(内閣提出)
○大石武一郎 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(益谷秀次君) 大石君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられしものとす。公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案を議題といたします。委員長報告を求めます。文教委員長佐藤謙次郎君。

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法
(目的)
第一条 この法律は、公立の小学校における校舎の不足による不正常授業の現状にかんがみ、当該不正常授業の解消を促進するため、公立の小学校の校舎の建築に要する経費について、臨時に国が補助を行うこととし、もつて公立の小学校における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「不正常授業」とは、公立の小学校における校舎の不足による不正常授業その他の不正常な授業で、政令で定めるものをいう。
(国の補助)
第三条 国は、不正常授業を解消するため公立の小学校の校舎の建築(買取その他これに準ずる方法による校舎の取得を含む。以下同じ。)を行おうとする地方公共団体

に対し、その経費の一部を補助することができる。
(補助率)
第四条 前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、不正常授業を解消するための校舎の建築に要する経費の三分の一以内とする。
(国の補助)
第五条 第三条の規定により国が補助を行うことができる建築の坪数は、政令で定める児童一人当りの基準坪数に当該建築を行う年度の五月一日における当該学校の児童の数を乗じて得た坪数からその日における当該学校の校舎の保有坪数を控除して得た坪数とする。
(補助金の交付の取消、停止等)
第六条 文部大臣は、地方公共団体が次の各号の一に該当するときは、当該地方公共団体に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ

る。
一 正当な理由がなくて、補助に係る建築の全部又は一部を行わないこととなつたとき。
二 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
三 前各号のほか、文部大臣の指示に違反したと認められるとき。
2 前項の規定により文部大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じよ

る場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のため有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
(監督)
第七条 文部大臣は、不正常授業を解消するための校舎の建築に関するし、この法律により国の補助金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該建築を適正に実施させるため必要な限度において、実地検査を行い、報告を求め、又は必要な指示をすることができ、
2 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市町村に対し、前項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。
(政令への委任)
第八条 この法律に定めるものは、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案に対する修正
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案に対する修正
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案の一部を次のように修正する。
第一条中「公立の小学校における校舎の不足による不正常授業の現

昭和三十年七月二十二日 衆議院会議録第四十五号 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案

状を公立の小学校において不正常授業が行われている現状に改める。第二条中「二部授業その他の不正常な授業で、政令で定めるもの」を「次の各号に掲げる授業に改め、同条に次の四号を加える。

- 一 一部授業
- 二 当該学校の建物のうち普通教室以外の部分を普通教室として使用して行う授業
- 三 収容児童一人当りの面積が〇・三五坪以下の普通教室を使用して行う授業
- 四 当該学校の建物以外の建物(仮校舎を含む)を普通教室として使用して行う授業

第五条中「政令で定める」を削り、同条に次の二項を加える。

- 2 前項の児童一人当りの基準坪数は、〇・九坪とする。ただし、当該学校の校舎の保有坪数のうち普通教室に使用することができる部分がきわめて少いことその他政令で定める特別の事由があるため、児童一人当りの基準坪数を〇・九坪として同項の規定により算定した坪数が児童の教育を行うのに著しく不適当であると認められる場合においては、一・〇八坪とする。
- 3 前項の児童一人当りの基準坪数については、当該学校の所在地の積雪寒冷度、当該学校の児童の数、当該学校における一学級の平均収容児童数又は当該学校の校舎の構造に応じ、文部大臣が文部大臣と協議して定めるところにより、補正を行うものとする。

第七条第二項中「市町村を、市(特別区を含む。以下同じ)町村(市町村の組合を含む)」に改める。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔佐藤賢次郎君登壇〕

〇佐藤賢次郎君 たいまじし程になりました公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案につきまして、文教委員会における審議の過程及びその結果を御報告申し上げます。

本法律案は内閣の提出でありまして、その重要点を簡単に申し上げます。第一は、公立小学校における不正常授業の解消を促進するため、公立小学校の校舎の建築に要する経費について国が補助を行うものとし、その国庫補助の対象となる不正常授業を二部授業等に定義して、その詳細を政令で規定しようとしております。第二は、不正常授業を解消するため、小学校の校舎を建築または買収しようとする地方公共団体に對して国が補助することとし、その国庫補助率を予算の範囲内で三分の一以内とし、国が補助を行うことができる建築の坪数については、政令で定める児童一人当りの基準坪数に建築を行う年度の五月一日現在のその学校の児童数を乗じた坪数からその学校の校舎の保有坪数を控除した坪数を、国庫補助の対象とするに規定しようとしております。

本法律案は、去る五月三十日委員会に付託され、以来慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に當りましては、野原覺君、竹尾三君、永山忠則君、山崎始男君、辻原弘市君等からきわめて熱心な質疑が行われ、一、国庫補助の対象となる不正常授業の種類及び範囲について、二、児童一人当りの基準坪数は、小学校を対象とする他の施設関係の法律と同じく、最低基準の〇・九坪を規定すべきではないか、三、地方財政の長期節約と災害等の未然防止の見地から、予算上の鉄筋、鉄骨の建築比率を大幅に引き上げる考えがあるかどうか等、細部にわたって検討が加えられたのでありますが、特に次の問題に關しては強く要望されたのであります。

すなわち、一、町村合併に伴う小学校施設の統合整備のための建築に對しては、従来の補助坪数算定方式を改訂するとともに、地方の需要を満たすに足る規模の特別の立法、予算、起債等の措置を緊急に講ずること、二、本年度以降三億四千二百万円あての三カ年計画の補助予算では、不正常授業の解消のための建築費としてはきわめて不足であるばかりでなく、今後の児童増加に伴い新たに生ずる不正常授業の解消のためにも大幅に予算を増額すること、三、僻地における不正常授業解消のため、国はすみやかに積極的に小規模学校の統合を促進し、もって教育効果の向上と地方財政の健全化に資するよう努めること等でありました。

その詳細については速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて、七月二十二日に至りまして質疑を終了、自由党永山忠則君から公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案に対する修正案が提出せられました。その修正案の要点を簡単に申し上げます。第一は、政府原案では不正常授業の種類及び範囲を政令で規定するようになっているため、その種類及び範囲が非常に不明確となり、疑惑を生じるおそれが多いので、国庫補助の対象となる不正常授業を、二部授業のほか、一、いわゆる仮校舎、仮校舎、詰め込み学級等に定義して法律に明記しようとしております。第二は、国が補助を行うことができる建築の坪数の限度を、小学校を対象とする他の施設関係の法律と同じく、児童一人当りの基準坪数を〇・九坪と法律に明記し、当該学校の校舎の保有坪数のうちに普通教室に使用することができる部分がきわめて少いこと、また翌年度の児童数増加により教室が急速に不足する場合など、政令で定める特別の事由がある場合は、児童一人当りの基準坪数は一・〇八坪とすることができる」と規定しようとしております。さらに、児童一人当り〇・九坪及び一・〇八坪の基準坪数については、学校の地域及び規模等に応じて、それぞれ坪数の補正増減を行うものと規定しようとしております。

次いで、修正案を含めた公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案について討論を各号して採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は起立議員をもって可決せられました。

次いで、社会党辻原弘市君から、一、現状に行われている不正常授業の解消をはかるのみでなく、将来の児童増加に伴う不正常授業を防止するために、強力な予算措置を講ずること、二、鉄筋、鉄骨建築に関する地方の強い要望にかんがみ、国家的見地から、その予算措置に當つては、現在の鉄筋比率を大幅に引き上げること、三、町村合併に伴う公立小学校施設の統合整備を促進するための建築については、特別の予算措置を講ずること、など、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案に關する附帯決議案が提出せられ、採決の結果、起立議員をもって可決せられました。

かくて、公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案は附帯決議を付して修正議決せられたのであります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

〇議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

〇議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣提出)
臨時石炭鉱業安定法案(多賀谷貞一君外十三名提出)

株式会社科学研究法案(小平久雄君外三名提出)

○大石武一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法案、多賀谷貞一君外十三名提出、臨時石炭鉱業安定法案、小平久雄君外三名提出、株式会社科学研究法案、右三案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 大石君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられま

した。

石炭鉱業合理化臨時措置法案、臨時石炭鉱業安定法案、株式会社科学研究法案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長田中角筈君。

石炭鉱業合理化臨時措置法案
石炭鉱業合理化臨時措置法案
目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 石炭鉱業合理化計画(第三

条―第六条)

第三章 石炭鉱業整備事業団
第一節 総則(第七條―第十三

條)
第二節 役員及び職員(第十四

條―第二十四條)
第三節 業務(第二十五條―第

四十二條)
第四節 鉱害賠償に関する裁定

(第四十三條―第五十

一條)
第五節 監督(第五十二條・第

五十三條)
第四章 坑口の開設の制限(第五

十四條―第五十七條)
第五章 販売価格及び生産数量の

制限(第五十八條―第六

十六條)
第六章 石炭鉱業審議会(第六十

九條―第七十六條)
第七章 雑則(第七十七條―第八

第二章 石炭鉱業合理化計画
(石炭鉱業合理化基本計画)
第三條 通商産業大臣は、石炭鉱業

審議会の意見をきいて、石炭鉱業

合理化基本計画を定めなければな

らぬ。

2 石炭鉱業合理化基本計画に定め

る事項は、次の通りとする。

一 昭和三十四年度における石炭

の生産数量、生産能力、生産費

その他石炭鉱業の合理化の目

標

二 工場の種類、費用の額その他

4 通商産業大臣は、第一項の規定

により石炭鉱業合理化基本計画を

定めるときは、遅滞なく、これを

告示しなければならない。

(石炭鉱業合理化実施計画)

第四條 通商産業大臣は、毎年、石

炭鉱業審議会の意見をきいて、石

炭鉱業合理化基本計画の実施を

図るため必要な石炭鉱業合理化

実施計画を定めなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の場

(法人格)
第八條 石炭鉱業整備事業団(以下

「事業団」という)は、法人とな

る。

(事務所)
第九條 事業団は、主たる事務所を

東京都に置く。

2 事業団は、通商産業大臣の認可

を受けて、必要な地に従たる事務

所を置くことができる。

(事業年度)
第十條 事業団の事業年度は、毎

年四月に始まり、翌年三月に終

る。

(登記)
第十一條 事業団は、政令で定める

ところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要と

する事項は、登記の後でなければ

は、これをもつて第三者に対抗す

ることができない。

(名称の使用制限)
第十二條 事業団でない者は、その

名称中に石炭鉱業整備事業団とい

う文字又はこれに類似する文字を

用いてはならない。

(民法の準用)
第十三條 民法(明治三十九年法律

第八十九條)第四十條(法人の不法

行為能力)、第五十條(法人の住

所)及び第五十四條(代表権の制

限)の規定は、事業団に準用す

る。

第二章 役員及び職員

(役員)
第十四條 事業団に、役員として、

理事長一人、理事六人以内及び監

事二人以内を置く。

六四九

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭産業合理化臨時措置法案外二案

(役員職務及び権限)

第十五条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2. 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3. 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員任命及び任期)

第十六条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2. 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3. 役員は、三年とする。

4. 役員は、再任されることができ

(役員欠格条項)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)

三 政党的役員

(役員解任)

第十八条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当す

るに至つたときは、これを解任しなければならぬ。

2. 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第十九条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2. 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2. 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

(役員兼職禁止)

第二十条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(役員等の秘密保持義務)

第二十一条 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(代表権の制限)

第二十二条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理

事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第二十三条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員等の地位)

第二十四条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第二十五条 事業団は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 採掘権の買取及び保有
- 二 鉱業施設の買取及び保有又は充渡
- 三 採掘権又は鉱業施設の買取に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払
- 四 買取した採掘権の鉱区に關する鉱務の賠償
- 五 納付金の徴収
- 六 前各号の業務に附帯する業務
- 七 前各号に掲げるもののほか、第七条の目的を達成するため必要な業務

2. 事業団は、前項第七号に掲げる業務を行うおとすときは、通商

産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法)

第二十六条 事業団は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2. 前項の業務の方法には、次の事項を定めておかなければならない。

- 一 買取する採掘権及び鉱業施設の評価の基準
- 二 買取代金の支払の時期及び方法
- 三 採掘権又は鉱業施設の買取に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法
- 四 納付金の徴収の時期及び方法
- 五 買取した鉱業施設の充渡の方法

法

3. 通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

4. 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(事業計画)

第二十七条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(収支予算)

第二十八条 事業団は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財産目録等)

第二十九条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業報告書)

第三十条 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(買取の対価)

第三十一条 事業団が買取することができ採掘権は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 その採掘権の上に租鉱権が設定されていないこと。
- 二 その充渡の申込の日前六月以内にその採掘権の鉱区において事業が休止されたことがないこと。

(三) その採掘権の鉱区における石炭の品位及び生産能力が石炭鉱業合理化基本計画に定める事業団が買取する採掘権の基準に適合すること。

第三十二条 事業団が買取すること

ができる採掘権者の鉱業施設は、

事業団が買取する採掘権に係るものでなければならぬ。

2 事業団が買取することができる租鉱権者の鉱業施設は、事業団が買取する採掘権の上に設定された租鉱権に係るものでなければならぬ。

(鉱山労働者に対する金銭の支払)

第三十三条 事業団は、その買取した採掘権の鉱区又はその買取した鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区における石炭の採掘及びこれに附随する選炭その他の業務にその買取の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、その買取の日後二月以内に解雇されたものに対し、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の平均賃金の三十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

(貸金債務の代位弁済)

第三十四条 事業団は、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、その買取した採掘権の鉱区又はその買取した鉱業施設の租鉱区における石炭の採掘及びこれに附随する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対しその採掘権者又は租鉱権者が負担する貸金(退職金を除く)の支払の債務であつて、その買取の日までに弁済期の到来しているものを、その採掘権者又は租

鉱権者に代つて弁済することができる。

(損害賠償のための積立金)

第三十五条 事業団は、その買取した採掘権の鉱区に関する鉱害の賠償に要する費用にあつては、通商産業大臣の認可を受けた方法に従い、積立をしなければならない。

(納付金)

第三十六条 採掘権者又は租鉱権者は、事業団の業務に必要な費用にあつては、毎年事業団に納付金を納付しなければならない。

2 前項の納付金の額は、石炭の数量一トンにつき二千円以内において通商産業大臣が定める金額にその採掘権者又は租鉱権者が前年中に採掘した石炭の数量を乗じて得た額とする。

3 政令で定める金融機関に対し借入金の債務を有している採掘権者又は租鉱権者についての納付金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、その借入金額の千分の三十五以内において政令で定める割合を乗じて得た額を加えた額とする。

4 前項に規定するもののほか、同項に規定する者についての納付金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

5 通商産業大臣は、第二項の金額を定めようとするときは、石炭鉱業審議会の意見をきかなければならない。

6 通商産業大臣は、第二項の金額を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(資金の借入)

第三十七条 事業団は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(強制徴収)

第三十八条 事業団は、第三十六条第一項に規定する納付義務者が納期限までに同項の納付金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第三十九条 前条第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、市町村(特別区のある地においては、特別区。以下同じ)は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の場合により、これを処分する。この場合は、事業団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

2 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内はその処分を着手せず、又は三月以内これを終了しないときは、事業団は、地方税の滞納処分の例により、通商産業大

臣の認可を受けて、その処分をすることができる。

3 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつたものとす。その時効については、地方税の例による。

第四十条 事業団は、第三十八条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(資料の提出の請求)

第四十一条 事業団は、第二十五条第一項第五号に掲げる業務を行うため必要があるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

(賃金の申請)

第四十二条 採掘権者又は租鉱権者が事業団に対し第三十一条又は第三十二条に規定する採掘権又は鉱業施設の充渡の申込をした場合において、その採掘権の鉱区又はその鉱業施設に係る租鉱権の租鉱区に関

する鉱害の賠償に關して争議が生じたときは、賠償義務者又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。ただし、その鉱害の賠償に關し、確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行われて

いるときは、この限りでない。

第四十四条 事業団が保有する採掘権の鉱区に關する鉱害の賠償に關して争議が生じたときは、事業団又は被害者は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業局長の裁定を申請することができる。

2 前条ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(申請の却下)

第四十五条 通商産業局長は、第四十三条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条ただし書の場合に該当するに至つたとき、又は採掘権若しくは鉱業施設の充渡の申込が取り消され、若しくはその効力を失い、若しくは事業団がその申込を拒絶したときは、その申請を却下しなければならない。

2 通商産業局長は、前条第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が同条第二項において準用する第四十三条ただし書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

第四十六条 通商産業局長は、前条に定める場合を除くほか、第四十三条又は第四十四条第一項の規定による裁定の申請があつた場合に

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案(二案)

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案

おいて、申請に係る事案について
裁定前になお当事者間の協議によ
り解決を図ることが適当であると
認めるときは、その申請を却下す
ることができ、

(聴聞)

第四十七条 通商産業局長は、第四
十三条又は第四十四条第一項の規
定による裁定の申請があつたとき
は、その申請書の副本を他の当事
者に交付するとともに、当事者の
出頭を求め、公開による聴聞を
行つた後、公断を要しない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞を
しようとするときは、その期日の
一週間前までに、事案の要旨並び
に聴聞の期日及び場所を当事者に
通知し、かつ、これを公示しなけ
ればならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利
害関係人に対し、その事案につ
いて、証拠を提示し、意見を述べ
る機会を与えなければならない。

(規定)

第四十八条 通商産業局長は、聴聞
の結果に基づき、地方鉱業協議会
の意見をきいて規定を行う。

2 前項の規定は、文書をもつて行
い、かつ、理由を附さなければな
らない。

3 通商産業局長は、第一項の規定
をしたときは、裁定書の謄本を当
事者に交付しなければならない。

(裁定の効果)

第四十九条 第四十三条又は第四十
四條第一項の規定があつたとき
は、鉱害の賠償に関し、当事者
間の合意が成立したものとみな
す。

(裁定の失効)

第五十条 第四十三條の規定があつ
た場合において、採掘権又は鉱業
施設の建設の申請が取り消され
若しくはその効力を失ひ、又は事
業団がその申請を拒絶したとき
は、裁定は、その効力を失ふ。

(訴訟)

第五十一条 第四十三條又は第四十
四條第一項の規定のうちに、鉱害の
賠償の額に不服のある者は、その
裁定書の謄本の交付を受けた日か
ら三十日以内に、訴をもつてその
額の増減を請求することができ
る。

2 前項の訴においては、賠償義務者
又は被害者をもつて被告とする。

第五節 監督

(監督)

第五十二条 事業団は、通商産業大
臣が監督する。
2 通商産業大臣は、この法律を施
行するため必要があると認めると
きは、事業団に対し、その業務に
関し監督上必要な命令をすること
ができる。

(報告及び検査)

第五十三条 通商産業大臣は、この
法律を施行するため必要があると
認めるときは、事業団に対し、そ
の業務に関し報告をさせ、又はそ
の職員に、事業団の事務所に立ち
入り、帳簿書類その他の物件を検
査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

3 第二項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解釈してはならない。

第四章 坑口の開設の制限

(開設の工事の許可)

第五十四条 この法律の施行の日か
ら三年間は、鉱業権者又は租鉱権
者は、坑口(石炭の採掘のために
使用する坑口であつて、通商産業
省令で定める構造のもの)を、以
下同じ)の開設(引き続き六月
以上使用しなかつた坑口を使用す
ることを含む。以下同じ)の工事
をしようとするときは、通商産業
大臣の許可を受けなければならない。

(許可の基準等)

第五十五条 通商産業大臣は、前条
の許可の申請があつた場合におい
て、その申請に係る坑口を使用し
て石炭を採掘しようとする鉱区又
は租鉱区の石炭の鉱質、品位その
他の自然条件及びその鉱区又は租
鉱区の立地条件上その坑口を使用
して採掘する石炭の生産能力が石
炭鉱業合理化基本計画に定める石
炭鉱業の合理化の目標たる生産能
率を著しくこえることとなること
を認めるときでなければ、許可をし
てはならない。ただし、通商産業省
令で定める種類の坑口であつて、
現に存する石炭坑における石炭の
生産条件を著しく改善することと
なるものであるときは、この限り
でない。

(通商産業大臣は、前条の規定に
よる処分をしようとするときは、
石炭鉱業審議会の意見をきかなけ
ればならない。)

(鉱業権の取消等)

第五十六条 通商産業大臣は、鉱業
権者又は租鉱権者が第五十四条の
許可を受けずに坑口の開設の工
事をしたとき、又は不正な手段に
より同条の許可を受けたときは、
通商産業省令で定める方法により、
その坑口を閉鎖すべきことを命
じ、又はその坑口を石炭の採掘の
ために使用すべき鉱区若しくは租
鉱区の鉱業権若しくは租鉱権を取
り消すことができる。

2 鉱業法第四十条(命令の手續)の
規定は、前項の規定による取消に
準用する。

(鉱業法の適用除外)

第五十七条 この法律の施行の日か
ら三年間は、鉱業法第六十二条及
び第八十六条(事業着手の義務)の
規定は、鉱業権者及び租鉱権者に
ついては、適用しない。

第五章 販売価格及び生産数
量の制限

(販売価格の標準額)

第五十八条 通商産業大臣は、毎
年、通商産業省令で定めるところ
により、石炭の生産費を基準とし、
石炭の輸入価格、石炭以外の燃料
の価格その他の経済事情を参酌し
て、鉱業権者又は租鉱権者の石炭
の販売価格の標準額を定めなけれ
ばならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定に
よる石炭の販売価格の標準額を定
めたときは、遅滞なく、これを告
示しなければならない。

第五十九条 通商産業大臣は、石炭
の生産費又は経済事情の著しい変

動のため特に必要があるときは、
石炭鉱業審議会の意見をきいて、
前条第一項の規定により定めた石
炭の販売価格の標準額(以下「標準
炭価」という)を変更しなけれ
ばならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場
合に準用する。

(販売価格の引下の勧告)

第六十条 通商産業大臣は、鉱業権
者又は租鉱権者の石炭の販売価格
が標準炭価を著しくこえることと認め
るときは、その鉱業権者又は租鉱
権者に対し、販売価格を引き下げ
るべきことを勧告することができ
る。

2 通商産業大臣は、前項の規定に
よる勧告をしたときは、その旨を
公表することができる。

第六十一条 通商産業大臣は、販売
業者の石炭の販売価格が標準炭価
に適正な利潤及び諸掛の額を加え
た額を著しくこえることと認めると
きは、その販売業者に対し、販売価
格を引き下げるべきことを勧告す
ることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規
定による勧告をした場合に準用す
る。

(生産数量の制限に関する指針)

第六十二条 通商産業大臣は、石炭
の需給が著しく均衡を失した場合
において、石炭の販売価格が標準
炭価を著しく下り、鉱業権者及び
租鉱権者の相当部分の事業の継続
が困難となるに至るおそれがある
ため、石炭鉱業合理化基本計画の
実施に重大な支障を生じ、又は生
産するおそれがあると認めるとき

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案

は、鉱業権者又は租鉱権者に対し、石炭の生産数量の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

(販売価格の制限に関する指示) 第六十三条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による指示に基づく生産数量の制限に係る共同行為の事象を克服することが著しく困難であると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、同項の規定による指示をすることも、販売価格の制限に係る共同行為をすべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び販売価格の最低額その他の共同行為の内容を定めて、告示により行う。

(共同行為の期間及び内容) 第六十四条 第六十二条第二項又は前条第二項の共同行為をすべき期間は、六月以内とする。

2 第六十二条第二項又は前条第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。

- 一 第六十二条第一項に規定する事象を克服するため必要な程度をこえないこと。
二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

(指示の変更等) 第六十五条 通商産業大臣は、第六十二条第一項又は第六十三条第一

項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(共同行為の届出) 第六十六条 鉱業権者又は租鉱権者は、第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの)以下、同じに、従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の届出は、同様に、同様に、又は廃止したときも、同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外) 第六十七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、鉱業権者又は租鉱権者が第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。

ただし、不正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係) 第六十八条 通商産業大臣は、第六十二条第一項又は第六十三条第一項の規定による指示をし、又は取り消したときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第六十五条の規定による処分をしたとき、又は第六十六条の規定による届出を受け、又は第六十二条第一項又は第六十三条第一

を公正取引委員会に通知しなければならない。

(設置) 第六十九条 通商産業省に、石炭鉱業審議会を置く。

(権限) 第七十条 石炭鉱業審議会(以下「審議会」という)は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、石炭鉱業の合理化に関する重要事項を調査審議する。

(組織) 第七十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第七十二条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び石炭鉱業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

(任期) 第七十三条 学識経験のある者のうち任命された委員の任期は、一年とする。

(職務) 第七十四条 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(部会) 第七十五条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

3 部会に部長(べき)委員は、会長が指定する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができ、(省令への委任) 第七十六条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第七章 雑則 (坑口に関する届出) 第七十七条 鉱業権者又は租鉱権者は、坑口の使用を停止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(業務又は経理に関する報告) 第七十八条 通商産業大臣は、石炭鉱業の合理化のため特に必要があると認めるときは、採掘権者又は租鉱権者に対し、業務又は経理の改善に関する報告をすることができ、(報告の徴収) 第七十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者若しくは租鉱権者に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又は石炭の販売業者に対し、石炭の販売価格その他取引の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査) 第八十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉱業権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者の事業

場、倉庫、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第五十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(異議の申立) 第八十一条 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができ、第八十二条 通商産業大臣は、異議の申立を受けたときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による説明を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 説明に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第八十三条 通商産業大臣は、前条の説明を行った後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第八章 罰則 第八十四条 第五十四条の規定による通商産業大臣の許可を受けないで坑口の開設の工事をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 第二十一条の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者

場、倉庫、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第五十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(異議の申立) 第八十一条 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができ、第八十二条 通商産業大臣は、異議の申立を受けたときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による説明を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 説明に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第八十三条 通商産業大臣は、前条の説明を行った後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第八章 罰則 第八十四条 第五十四条の規定による通商産業大臣の許可を受けないで坑口の開設の工事をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
第八十六条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第六十六条又は第七十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第七十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第八十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第八十七条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
一 第十二条の規定に違反した者
二 第四十一条第一項の規定による資料を提出し、又は虚偽の資料を提出した者
第八十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十四条、第八十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
第八十九条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした事業団の役員又は職員を一万円以下の過料に処する。
一 第十二条第一項の規定による政令に違反して登記することゝ意図したとき
二 第二十五条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき

三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
(廃止)
第二条 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。
(抗口に関する届出)
第三条 この法律の施行の際現に抗口を有し、又は抗口の開設の工事をしている鉱業権者又は租賦権者は、この法律の施行の日から三十日以内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。
(事業団の設立)
第四条 通商産業大臣は、第十六条第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。
2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。
第五条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。
第六条 設立委員は、設立の準備を完了したときは、その事務を附則第四条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第七條 附則第四条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日において政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
第八條 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。
第九條 事業団の設立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算については、第二十七条及び第二十八条の規定中、「毎事業年度開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。
(罰則)
第十条 附則第三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
(登録法の改正)
第十一条 登録法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条中「及第十四号乃至第十七号を」と、第十四号乃至第十七号及第二十五号に改め、同条第七号中「鉱害復旧事業団」を、「臨時石炭鉱業整備事業団」とし、「臨時石炭鉱業復旧法」の下に「石炭

鉱業合理化臨時措置法」を加え、同条に次の一号を加える。
二十五 石炭鉱業整備事業団及び石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一号又ハ第二号ノ業務トシテ買取スル採掘權又ハ鉱業施設ニ関スル權利ノ取得ニ関スル登記又ハ登録
(印紙法の改正)
第十二条 印紙法(明治三十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五号第六号ノ次に次の一号を加える。
六ノ十二 石炭鉱業整備事業団ノ石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第一号又ハ第二号ノ業務トシテ行フ採掘權又ハ鉱業施設ノ買取ニ関シテ発スル証券、帳簿
(所得税法の改正)
第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十号中「鉱害復旧事業団」の下に、「石炭鉱業整備事業団」を加える。
(法人税法の改正)
第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第五号第一項第七号中「鉱害復旧事業団」の下に「及び石炭鉱業整備事業団」を加える。
(地方税法の改正)
第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「鉱害復旧事業団」の下に「及び石炭鉱業整備事業団」を加える。
第七十三条の五の見出し中「場合」を場合等に改め、同条に次の一項を加える。
2 道府県は、石炭鉱業整備事業団が石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十三年法律第 号)第二十五条第一項第一号の業務として鉱業施設を買取した場合における不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。
第七十九条中「及び日本国有鉄道」を、「日本国有鉄道及び石炭鉱業整備事業団」に改める。
第八十条第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 石炭鉱業合理化臨時措置法第五十四条の許可が拒否されたことにより石炭を採掘することができない採掘区域についての鉱区税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。
第三百四十八条第二項中第二号の二を第二号とし、第二号の次に次の一号を加える。
一の二 石炭鉱業整備事業団が石炭鉱業を整備するため買取して保有する固定資産で政令で定めるもの
(通商産業省設置法の改正)
第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項の表中

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会	石油及び可燃性天然ガス資源に関する重要事項を調査する

の開発に
ることに
改める。

要事項を

「報告書は会議録に掲載」

臨時石炭鉱業安定法
臨時石炭鉱業安定法

目次

第一章 総則(第一條-第二條)
第二章 石炭鉱業近代化計画(第三條-第六條)
第三章 鉱業権及び鉱区の整理統合並びに坑口の開設の制限(第七條-第十一條)
第四章 開採の安定(第十二條-第二十條)
第五章 石炭鉱業安定会(第二十一條-第二十六條)
第六章 石炭販売公社
第一節 総則(第二十七條-第三十五條)
第二節 役員及び職員(第三十六條-第四十五條)
第三節 理事会(第四十六條-第四十八條)
第四節 業務(第四十九條-第五十條)
第五節 会計(第五十一條-第六十二條)

とともに、石炭の需給の調整及びその価格の安定を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 石炭鉱業近代化計画(石炭鉱業近代化基本計画)
第三條 通商産業大臣は、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭鉱業近代化基本計画を定めなければならない。

第四條 通商産業大臣は、毎年、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭鉱業近代化基本計画の実施を図るために必要な石炭鉱業近代化実施計画を定めなければならない。

第五條 通商産業大臣は、石炭の生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、石炭鉱業近代化基本計画又は石炭鉱業近代化実施計画を変更しなければならない。

第六條 政府は、石炭鉱業近代化実施計画に定める石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるものとする。

第七條 政府は、石炭鉱業近代化実施計画に定める石炭鉱業の近代化のため実施すべき工事に必要な資金の確保に努めるものとする。

第八條 この法律の施行の日から三年間は、鉱業権者又は租鉱権者は、坑口(石炭の掘採のために使用する坑口であつて、通商産業省

令で定める構造のものを用ひ、以下同じ)の開設(引き続き六月以上使用しなかつた坑口を使用することを含む。以下同じ)の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第九條 通商産業大臣は、前条の許可の申請があつた場合において、その申請に係る坑口を使用して石炭を掘採しようとする鉱区又は租鉱区の石炭の鉱量、品位その他の自然条件及びその鉱区又は租鉱区の立地条件上その坑口を使用して掘採する石炭の生産能力が石炭鉱業近代化基本計画に定める石炭鉱業の近代化の目標たる生産能力を著しくこえることとなるを認めるときでなければ、許可をしてはならない。

第十條 通商産業省令で定める種類の坑口であつて、現に存する石炭坑における石炭の生産条件を著しく改善することとなるものであるときは、この限りでない。

第十一條 通商産業大臣は、前条の規定による処分をしようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

第十二條 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が第八條の許可を受けなかつた坑口の開設の工事をしたとき、又は不正な手段により同条の許可を受けたときは、通商産業省令で定める方法によりその坑口を閉鎖すべきことを命じ、又はその坑口を石炭の掘採のために使用するべき鉱区若しくは租鉱区の鉱業

令で定める構造のものを用ひ、以下同じ)の開設(引き続き六月以上使用しなかつた坑口を使用することを含む。以下同じ)の工事をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第九條 通商産業大臣は、前条の許可の申請があつた場合において、その申請に係る坑口を使用して石炭を掘採しようとする鉱区又は租鉱区の石炭の鉱量、品位その他の自然条件及びその鉱区又は租鉱区の立地条件上その坑口を使用して掘採する石炭の生産能力が石炭鉱業近代化基本計画に定める石炭鉱業の近代化の目標たる生産能力を著しくこえることとなるを認めるときでなければ、許可をしてはならない。

第十條 通商産業省令で定める種類の坑口であつて、現に存する石炭坑における石炭の生産条件を著しく改善することとなるものであるときは、この限りでない。

第十一條 通商産業大臣は、前条の規定による処分をしようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

第十二條 通商産業大臣は、鉱業権者又は租鉱権者が第八條の許可を受けなかつた坑口の開設の工事をしたとき、又は不正な手段により同条の許可を受けたときは、通商産業省令で定める方法によりその坑口を閉鎖すべきことを命じ、又はその坑口を石炭の掘採のために使用するべき鉱区若しくは租鉱区の鉱業

昭和三十年七月三十二日、衆議院會議録第四十五号、石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案

権若しくは租賦権を取り消すこと
ができる。

2 鉱業法第四十条(命令の手続の
規定は、前項の規定による取消に
準用する。
(鉱業法の適用除外)

第三十一条 この法律の施行の日から
三年間は、鉱業法第六十二条及び
第八十六条(事業着手の遅延)の規
定は、鉱業権者及び租賦権者につ
いては、適用しない。

第四章 需給の安定

(需給計画)

第十二条 通商産業大臣は、毎年、
石炭鉱業安定会議の意見を聞いて、
石炭の需給計画を定めなければ
ならない。

2 第三項第三項の規定は、前項の
場合に準用する。
(生産数量等の指)

第十三条 通商産業大臣は、前条の
需給計画を実施するため、鉱業権
者又は租賦権者に対し、石炭の數
量及び品位を定めて、その生産の
限度について必要な指示をするも
のとする。

(需要増加のための措置)

第十四条 政府は、石炭の需要を増
加させるため、都市ガス、火力発
電、石炭化学等の事業施設の設置
又は拡張に対し、資金の確保そ
の他適切な措置を採るものとな
る。

(石炭販売公団の一手買取)

第十五条 鉱業権者又は租賦権者
は、その生産した石炭を石炭販売

公団以外の者に売り渡してはなら
ない。

2 石炭販売公団でない者は、次条
及び第十七条の規定による場合を
除き、国内において生産される石
炭の販売を業として営むことがで
きない。

(販売業務の代行)

第十六条 石炭販売公団は、鉱業権
者又は租賦権者をして、その生産
した石炭につき、品位、価格、數
量及び販売先を指定して、その販
売業務の一部を代行させること
ができる。

(指定販売業者)

第十七条 石炭販売公団は、石炭の
小口需要については、通商産業省
令で定めるところにより、その指
定する販売業者にその販売をさせ
るものとする。

(買取価格等の決定)

第十八条 通商産業大臣は、毎年、
通商産業省令で定めるところによ
り、石炭鉱業安定会議の意見を聞
いて、石炭の品位に応じて石炭販
売公団の買取価格及び販売価格を
定めなければならない。

2 前項の価格は、石炭の生産費を
基準とし、輸入価格、石炭以外の
燃料の価格その他の経済事情を参
照して定めるものとする。

3 通商産業大臣は、第一項の規定
により石炭の買取価格及び販売価
格を定めたときは、遅滞なく、こ
れを告示しなければならない。

(買取価格等の変更)

第十九条 通商産業大臣は、石炭の
生産費又は経済事情の著しい変動
のため特に必要があるときは、石
炭鉱業安定会議の意見を聞いて、
前条第一項の規定により定めた石
炭の買取価格又は販売価格を変更
しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場
合に準用する。

(価格補給金)

第二十条 通商産業大臣は、第十八
条の規定により決定された買取價
格をもつてして当該事業の石炭
の生産費を償ふことができな
い鉱業権者又は租賦権者のうち通商産
業省令で定める者に対し、石炭販
売公団の買取価格と販売価格との
差額のうち通商産業省令で定める
額に当該買取数量を乗じて得た額
に相当する金額を、価格補給金と
して石炭販売公団をして交付させ
ることができる。

第五章 石炭鉱業安定会議

(設置及び権限)

第二十一条 通商産業省に、石炭鉱
業安定会議を置く。

2 石炭鉱業安定会議は、この法律
によりその権限に属せられた事項
を調査審議するほか、次の事項に
ついて調査審議し、通商産業大臣
及び関係行政機関の長に対し建議
する。

- 一 石炭鉱業の近代化に関する事
項
- 二 生産量の決定に関する事項

三 輸入量の決定に関する事項

四 石炭販売公団の買取価格及び
販売価格の決定に関する事項

五 休業止補償に関する事項

六 鉱業権又は鉱区の整理統合及
び坑口の閉鎖の制限に関する事項

七 石炭鉱業における労働条件の
改善に関する事項

八 その他石炭鉱業に関する重要
事項

3 関係行政機関は、石炭鉱業安定
会議から要求があつたときは、こ
れに対し、資料の提出及び必要な
報告をしなければならない。

(組織)

第二十二条 石炭鉱業安定会議は、
委員十七人以内で組織する。
委員は、次に掲げる者につき、
両議院の同意を得て、内閣総理大
臣が任命する。

一 鉱業権者及び租賦権者を代表
する者四人以内

二 石炭鉱業に従事する労働者を
代表する者四人以内

三 石炭の消費者を代表する者三
人以内

四 炭鉱所在の地方公共団体を代
表する者二人以内

五 学識経験のある者四人以内

3 石炭鉱業安定会議に会長を置
き、委員のうちから互選する。

4 会長は、会務を総理し、石炭鉱
業安定会議を代表する。

5 石炭鉱業安定会議に、専門委員
を置くことができる。

(任期)

第二十三条 会長及び委員の任期
は、一年とする。

(職務)

第二十四条 会長、委員及び専門委
員は、非常勤とする。

(部会)

第二十五条 石炭鉱業安定会議に、
部会を置くことができる。

2 部会に部長を置き、会長の指
名する委員がこれに當る。

3 部会に属すべき委員は、会長が
指名する。

4 石炭鉱業安定会議は、その定め
るところにより、部会の決議をも
つて石炭鉱業安定会議の決議とな
ることができる。

(政令への委任)

第二十六条 この章に定めるものの
ほか、石炭鉱業安定会議の組織及
び運営に関し必要な事項は、政令
で定める。

第六章 石炭販売公団

第一節 総則

(目的)

第二十七条 石炭販売公団は、通商
産業大臣の定める石炭の需給計画
に基いて、石炭の買取及び販売の
事業を行うことを目的とする。

(法人格)

第二十八条 石炭販売公団(以下「公
団」といふ)は、法人とする。

(事務所)

第二十九条 公団は、主たる事務所
を東京都に置く。

2 公団は、必要な地に従たる事務所を置く。

(資本金)

第三十条 公団の資本金は、五十億円とし、政府が全額出資するものとする。

(定款)

第三十一条 公団は、定款をもつて、次の事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 資本金及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 石炭債券の発行に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 公告に関する事項
- 十 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第三十二条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第三十三条 公団でない者は、石炭販売公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第三十四条 公団の解散に関する事項は、別に法律で定める。

(民法の準用)

第三十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、公団に準用する。

第二節 役員及び職員

第三十六条 公団に、役員として、總裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)
第三十七条 總裁は、公団を代表し、理事会の決定に従つてその業務を執行する。

2 理事は、總裁に事故があるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、公団の業務を監査する。

(役員任命)
第三十八条 總裁及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、總裁が通商産業大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)
第三十九条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員欠格事項)
第四十条 次の各号の一に該当する者は、役員であることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)又は地方公共団体の議会の議員
- 四 政党の役員
- 五 公団に対し物品を売買し若しくは工事を請け負うことを業とする者又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者
- 六 前号に掲げる事業者の団体の役員又はいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者

(役員解任)
第四十一条 通商産業大臣又は總裁は、それぞれその任命に係る役員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに不適し、非行があると認める場合においては、これを解任することができる。

2 總裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)
第四十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)
第四十三条 公団と總裁との利益が相反する事項については、總裁は、代表権を有しない。この場合においては、理事が公団を代表する。

(代理人の選任)
第四十四条 總裁は、公団の職員のうちから、その業務の一部に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員及び職員公務員たる地位)
第四十五条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなす。

第三節 理事会
(理事会の設置)
第四十六条 公団に理事会を置き、總裁及び理事でこれを組織する。

(理事会の権限)
第四十七条 公団の業務執行は、理事会で決定する。

(議決方式)
第四十八条 理事会は、總裁及び理事の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)
第四十二条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)
第四十三条 公団と總裁との利益が相反する事項については、總裁は、代表権を有しない。この場合においては、理事が公団を代表する。

(代理人の選任)
第四十四条 總裁は、公団の職員のうちから、その業務の一部に關し、一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員及び職員公務員たる地位)
第四十五条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなす。

第三節 理事会
(理事会の設置)
第四十六条 公団に理事会を置き、總裁及び理事でこれを組織する。

(理事会の権限)
第四十七条 公団の業務執行は、理事会で決定する。

(議決方式)
第四十八条 理事会は、總裁及び理事の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、總裁が決する。

第四節 業務

(業務の範囲)
第四十九条 公団は、第二十七条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 国内において生産される石炭の買取及びその販売
- 二 小口需要に対する販売業者の指定
- 三 価格補給金の交付
- 四 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の方途)
第五十条 公団は、業務開始の際、通商産業省令で定めるところにより、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第五節 会計
(事業年度)
第五十一条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)
第五十二条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭産業合理化臨時措置法案外二案

(決算)
第五十三条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで

(財務諸表)
第五十四条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下本条において「財務諸表」といふ)を作成し、決算完了後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を附さなければならない。

3 公団は、第一項の規定による通商産業大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(利益及び損失の処理)
第五十五条 公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうりめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しななければならない。

2 公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお

不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しななければならない。

(借入金及び石炭債券)
第五十六条 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は石炭債券を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しななければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しななければならない。

4 第一項の規定による石炭債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、石炭債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定を準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか石炭債券に関し必要な事項は、政令で定める。(政府からの貸付等)
第五十七条 政府は、公団に対し、長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は石炭債券の引受をすることができ。

(債務保証)
第五十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の債務について、保証契約をすることができ。

(償還計画)
第五十九条 公団は、毎事業年度、長期借入金及び石炭債券の償還計画をたて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)
第六十条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基盤)

第六十一条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

(通商産業省令への委任)
第六十二条 この法律及びこれに基く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第六節 監督
第六十三条 公団は、通商産業大臣が監督する。

(監督上の命令及び報告)
第六十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対し、監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)
第六十五条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しななければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 雑則
第六十六条 この法律施行の際現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員たる者が、引き続き公団の役員又は職員となつた場合には、同法第

二十六条に規定する文官であつて国庫から俸給を受ける者として勤務するものとみなし、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合には、公団を行政庁とみなす。

3 第一項の規定により恩給法を準用する場合においては、同項において準用する恩給法第五十九条の規定により公団の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、公団に納付すべきものとする。

(共済組合)
第六十七条 公団の役員及び職員は、国に使用される者で国庫から報酬を受けるものとみなし、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定を準用する。この場合において、同法中「各省各庁」とあるのは「石炭販売公団」と、「各省各庁の長」とあるのは「石炭販売公団総裁」と、第六十九条及び第九十二条中「国庫」とあるのは「石炭販売公団」と、第七十三条第二項、第七十五条第二項及び第九十八条中「政府を代表する者」とあるのは「石炭販売公団を代表する者」と読み替へるものとする。

(健康保険等)
第六十八条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十二条第一項

及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第十二条の規定の適用については、公団の役員及び職員は、国に使用される者となす。

(災害補償)
第六十九條 公団の役員及び職員は、国に使用される者で、国庫からは、別に使用されるものとみなし、國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定を準用する。この場合において「国」とあるのは、「石炭販売公団」と読み替へるものとする。

2 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三条第三項の規定の適用については、公団の事業は、国の直營事業とみなす。

3 第一項の規定により補償に要する費用は、公団が負担する。
(失業保険)
第七十條 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第七条の規定の適用については、公団の役員及び職員は、国に使用される者となす。

第七十一條 国庫は、公団がその役員及び職員に対し失業保険法に規定する保険給付の内容をこえる給付を行う場合には、同法に規定する給付に相当する部分につき、同法第二十八條第一項に規定する国庫の負担と同一割合によつて算定した金額を負担する。

第七章 炭鉱補償協会

第一節 総則

(目的)
第七十二條 炭鉱補償協会(以下協会といふ)は、政府の決定する公団の石炭買取価格をもつてしては当該事業の石炭生産費を償うことができないとなつたためにその石炭の生産に係る事業を休止し又は廃止するのやむなきに至つた鉱業権者又は租鉱権者が生じた場合において、これに伴ひ善後措置を実施することをもつて目的とする。

(準用)
第七十三條 第二十八條、第二十九條、第三十二條、第三十五條及び第五十一條の規定は、協会に準用する。

第二節 役員及び職員
(役員)
第七十四條 協会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。
(役員等の職務及び補償)
第七十五條 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。監事は、協会の業務を監査する。
(役員等の職務保持義務)
第七十六條 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(準用)
第七十七條 第三十八條から第四十三條までの規定は協会の役員に、第四十四條及び第四十五條の規定は協会の役員及び職員に準用する。

第三節 業務

(業務の範囲)
第七十八條 協会は、第七十二條の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 事業を休業した鉱業権者又は租鉱権者に対する事業の休業補償
- 二 事業の休業に伴ひ解雇された鉱山労働者に対し当該鉱業権者又は租鉱権者が負う債務の代位弁済
- 三 前号の労働者に対する就職あっせん、職業補導及び優先雇用促進措置
- 四 事業を休業した租鉱権者又は租鉱権者の損害賠償債務の代位弁済
- 五 納付金の徴収
- 六 前各号の業務に附帯する事業
- 七 前各号に掲げるもののほか、第七十二條の目的を達成するために必要な業務

2 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。
(業務の方法)
第七十九條 協会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

業大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の業務の方法には、次の事項を定めおかなければならぬ。

- 一 補償の対象となる鉱業権者又は租鉱権者の認定基準
- 二 事業の休業に伴ひ解雇された鉱山労働者に対し当該鉱業権者又は租鉱権者が負う債務の代位弁済すべき未払貸金及び退職金の額並びにその支払方法の基準
- 三 前号の労働者に対する就職あっせん、職業補導及び優先雇用促進措置の方法
- 四 事業を休業した租鉱権者又は租鉱権者の負う損害賠償債務のうち代位弁済すべき債務の対象及び額の基準
- 五 納付金の徴収の時期及び方法をしようとするときは、石炭鉱業安定会議の意見を聞かなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。
(準用)
第八十條 第五十二條から第五十四條までの規定は、協会に準用する。

条までの規定は、協会に準用する。

(休業止補償)
第八十一條 協会は、次の各号に適合する鉱業権者又は租鉱権者に対し、この法律で定めるところにより、事業の休業止補償を行うものとする。

- 一 当該鉱業権者又は租鉱権者の石炭生産費が政府の決定した公団の石炭買取価格をもつてしては償われなくなつたために、その石炭の生産に係る事業を一律として休止し又は廃止するのやむなきに至つたこと。
- 二 事業を休止し又は廃止することについて当該事業に係る鉱山労働者の過半数の同意があつたこと。

(補償の申請)
第八十二條 補償を受けようとする鉱業権者又は租鉱権者は、通商産業省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した書類を協会に提出して補償を受けなければならない。

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案

及び額並びに当該鉱業権者又は租鉱権者の負う賠償債務の額の見積

2 協会は、前項の決定をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、これを公告しなければならない。

(補償金の共押)

第八十三条 前条の決定を受けた鉱業権者又は租鉱権者に対し協会は、補償する金額は、石炭の販売実績と事業の休止に伴う善後処理費とを勘案して政令で定める基準により算定した額とする。

(鉱山労働者に対する金銭の支払)

第八十四条 協会は、第八十二条の決定を受けた事業にその休止し又は廃止した日前三月以上引き続き勤務していた鉱山労働者であつて、その休止し又は廃止した日後二月以内に解雇されたものに対し、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の平均賃金の六十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

(賃金債務の代位弁済)

第八十五条 協会は、第八十三条の規定により算出した金額の範囲内において、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第八十二条の決定を受けた事業に勤務していた鉱山労働者に対し、当該鉱業権者又は租鉱権者が負担する賃金(退職金を含む)の支払の債務であつて、その休止し又は廃止した日までに弁済期の到来しているものを、当該鉱業権者又は租鉱権者に代つて弁済するものとする。

労働者に対し、当該鉱業権者又は租鉱権者が負担する賃金(退職金を含む)の支払の債務であつて、その休止し又は廃止した日までに弁済期の到来しているものを、当該鉱業権者又は租鉱権者に代つて弁済するものとする。

(鉱害賠償債務の代位弁済)

第八十六条 協会は、第八十三条の規定により算出した金額の範囲内において、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第八十二条の決定を受けた事業に係る鉱区又は租鉱区に関する鉱害について、当該事業の休止し又は廃止の時までに確定した賠償債務で未払のもの及び第九十五条の裁定により確定した賠償債務で未払のものを、当該被害者に対し、当該鉱業権者又は租鉱権者に代つて弁済するものとする。

(被解雇者の登載)

第八十七条 協会は、石炭鉱業における鉱山労働者がこの法律施行後に事業の休止に伴い解雇されたときは、当該鉱山労働者を、その申請により、登録しなければならない。

(優先雇用)

第八十八条 鉱業権者又は租鉱権者が新たに鉱山労働者を雇い入れらるゝとする場合においては、あらかじめ、その雇用人員及び雇用資格を協会に通知しなければならない。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、鉱山労働者の雇用に当つては、前条の規定により協会に登録された者を優先的に雇い入れなければならない。

(納付金)

第八十九条 国の財政資金を財源として貸し出す金融機関で政令で定めるものに対し借入金の債務を有している鉱業権者又は租鉱権者は、協会の業務に必要な費用に充てるため、毎年、協会に納付金を納付しなければならない。

2 前項の納付金の額は、その借入金の額に千分の三十五以内において政令で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定するものは、納付金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(資金の借入)

第九十条 協会は、資金の借入をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(強制徴収)

第九十一条 協会は、第八十九条第一項に規定する納付義務者が納期限までに同項の納付金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 協会は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき

期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第九十二条 前条第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、市町村(特別区のある地においては、特別区。以下同じ)は、協会の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合は、協会は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。

2 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、地方税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることができ。

3. 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとし、その時効については、地方税の例による。

第九十三条 協会は、第九十一条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額百円につき一日六銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第九十四条 協会は、第七十八条第一

項第五号に掲げる業務を行うため必要があるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、資料の提出を求めらるゝことができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第四節 賠償に關する 裁定

(裁定の申請)

第九十五条 鉱業権者又は租鉱権者が第八十一条の規定により補償を受ける者として決定された場合において、当該鉱業権者又は租鉱権者の事業に係る鉱区又は租鉱区に關する賠償に關して争議が生じたときは、賠償債務者又は被害者は、同条第二項の公告の日から二月以内に、通商産業省令で定める手続に従ひ、通商産業局長の裁定を申請することができる。ただし、その賠償の賠償に關し、確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し若しくは調停手続が行われているときは、この限りでない。

(申請却下)

第九十六条 通商産業局長は、前条の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事案が同条ただし書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

第九十七条 通商産業局長は、前条に定める場合を除くほか、第九十五条の規定による裁定の申請があ

つた場合において、申請に係る事案について裁定前にお當事者間の協議により解決を図ることが適当であると認めるときは、その申請を却下することができる。

(聴聞)

第九十八条 通商産業局長は、第九十五条の規定による裁定の申請があつたときは、その申請書の副本を他の當事者に交付するとともに、當時者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を當事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、當事者及び利害関係人に対し、その事案について、証拠を提示し、意見を述べ、機会を与えなければならない。

第九十九条 通商産業局長は、聴聞の結果に基づき、地方鉱業協議会の意見を聞いて裁定を行う。

3 前項の裁定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

3 通商産業局長は、第一項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を當事者に交付しなければならない。

(裁定の効果)

第一百条 第九十五条の裁定があつたときは、鉱物の賠償に関し、當事者間の合意が成立したものとみなす。

第九十五条の裁定のうち、鉱物の賠償の額に不服のある者は、その裁定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

(訴訟)

2 前項の訴においては、賠償義務者又は被害者をもつて被告とする。

第五節 監督

第二百条 第六十三条から第六十五条までの規定は、協会に準用する。

第八節 雑則
第二百三条 鉱業権者又は租鉱権者は、坑口の使用を停止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務又は経理に関する報告)
第二百四条 通商産業大臣は、石炭鉱業の近代化のため特に必要があると認めるときは、鉱業権者又は租鉱権者に対し、業務又は経理の改善に関する報告をすることができ

(報告の徴収)
第二百五条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、鉱業権者又は租鉱権者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)
第二百六条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉱業権者又は租鉱権者の事業場、倉庫、事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第六十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(異議の申立)
第二百七条 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができ

第二百八条 通商産業大臣は、異議の申立を受けたときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べ、機会を与えなければならない。

第九十九条 通商産業大臣は、前条の規定を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第九十章 罰則
第一百零一条 第十五条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百零二条 第八十条の規定による通商産業大臣の許可を受けずに坑口の開設の工事をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百零三条 第七十六条の規定に違反して、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百零四条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした公団の総裁又は理事を十万円以下の罰金に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けるべき場合に受けなかつたとき。
二 第四十九条の規定する業務以外の業務を行つたとき。
三 第三十二条第一項の規定による政令に違反して登記すること

を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。
四 第六十四条の規定に基づく命令に違反したとき。
五 第六十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百零五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第六十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百零六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

第一百零七条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした協会の役員を一万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受ける場合に受けなかつたとき。
二 第七十三条において準用する第三十二条の規定による政令に違反して登記することを怠り、又は虚偽の登記をしたとき。
三 第七十八条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
四 第九十二条において準用する第六十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案

をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附則

- 1 この法律の施行期日、公団及び協会の設立手続、公団の設立に伴う石炭販売業者に対する補償その他この法律施行に伴い必要な事項は、別に法律をもつて定める。
- 2 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

株式会社科学研究所法案

株式会社科学研究所法

(研究所の目的)

第一条 株式会社科学研究所は、わが国産業の振興および発展に寄与するため、科学技術の向上に必要な事業を営むことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第二条 株式会社科学研究所(以下「研究所」という)の株式は、額面株式とする。

3 研究所は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十二条の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、次の各号に掲げる者が議決権の三分の一以上を占めることとならないようにするため、

株式の譲渡を制限することができる。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- 三 外国の法令に基いて設立された法人その他の団体
- 四 法人であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員(三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの)

4 前項の規定により株式の譲渡を制限する定をしたときは、その定を登記しなければならない。

(政府の出資)

第三条 政府は、予算の範囲内において、研究所に対して出資することができ、

(商号の使用制限)

第四条 研究所以外の者は、その商号中に株式会社科学研究所という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人數)

第五条 研究所の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(代表取締役等の選定等の決議)

第六条 研究所の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(代表取締役の兼職制限)

第七条 研究所の代表取締役は、他の報酬のある職務又は營業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範囲)

第八条 研究所は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 科学技術に関する試験研究
- 二 前号の事業に係る成果の普及
- 三 前二号に掲げるもののほか、研究所の目的を達成するために必要な事業

2 研究所は、前項(二)号に掲げる事業を営むときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画等)

第九条 研究所は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを要し、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可にあつては、研究所における研究の自主性を不当に拘束しないよう考慮して、これをするものとする。

(重要な財産の譲渡等)

第十条 研究所は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債の募集及び資金の借入)

第十一条 研究所は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第十二条 研究所は、商法第二百九十七条の規定による制限をこえて、社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により研究所に現存する純財産額のいずれか少い額の二倍をこえてはならない。

(一般担保)

第十三条 研究所の社債権者は、研究所の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(補助金の交付)

第十四条 政府は、研究所に対し、予算の範囲内において、第八条第

一項第二号の事業を行うために必要な費用の一部を補助金として交付することができる。

(定款の変更等)

第十五条 研究所の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第十六条 研究所は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十七条 研究所は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対し、業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(協議)

第十八条 通商産業大臣は、第九条から第十一条まで又は第十五条(研究所の定款の変更の決議に係るもの)については、研究所が発行する株式の総数を変更するものに限る。その認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十九条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、研究所の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十条 研究所の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関し、わいろを受取し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、受取したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を没収する。

第二十一条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十二條 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十三條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第九條第一項の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

二 第十條の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

三 第十一條の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

四 第十六條の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこと、若しくは書類を提出したとき。

五 第十七條第一項の規定による命令に違反したとき。

第二十四條 第八條第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした研究所の取締役は、五万円以下の過料に処する。

第二十五條 第四條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 通商産業大臣は、設立委員を命じ、研究所の設立に関して発起人の職務を行わせる。

3 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 昭和二十七年八月四日設立された株式会社科学研究所(以下旧研究所という)は、研究所の設立委員の任命後二月以内に商法第三百四十三條に規定する株主総会の決議を得て、研究所に対してその営業の全部を出資することができる。

6 旧研究所が前項の出資をする場合においては、旧研究所の株主は、その所有する株式の数に比例して、研究所の株式引受人となる。

7 前項の規定により引き受けることとなる研究所の株式は、一株に満たないものがある者の所有する旧研究所の株式については、設立委員は、商法第三百七十九條第一項に規定する処分をすることができる。

8 旧研究所は、附則第五項の決議があつた後は、その財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

9 附則第五項の規定により旧研究所が出資する営業の価格は、臨時に通商産業省に置く評価審査会が決定する。

10 前項の評価審査会は、委員七人をもつて組織する。

11 旧研究所は、附則第五項の出資をする場合においては、研究所の成立の時に於いて、解散するものとし、その権利及び義務は、研究所に承継されるものとする。この場合においては、商法第七百七十七條第三項の規定は、適用しない。

12 前項の場合において、旧研究所の株式を目的とする買付は、附則第六項の規定により旧研究所の株主が受けるべき株式又は附則第七項の処分により旧研究所の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

13 商法第二百九條第四項の規定は、前項の買付に準用する。

14 株式申込証には、附則第三項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

15 附則第六項の規定により旧研究所の株主が研究所の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、研究所の設立は、募集設立に関する商法の規定によるものとする。

16 商法第六十七條及び第六十八條の規定は、研究所の設立については適用しない。

17 附則第二項から前項までに規定するもののほか、附則第九項の評価審査会、研究所の設立及び旧研究所の解散に關して必要な事項は、政令で定める。

18 第四條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に株式会社科学研究所という文字を使用している者については、研究所の成立後六月間は、適用しない。

19 研究所の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第九條中「毎営業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

20 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の改正)
租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案外一案

第十條の五の次に次の一条を加える。

第十條の六 株式会社科学研究所が、左の各号に掲げる事項について、登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。

ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち、政府の出資及び株式会社科学研究所法附則第五項の出資に係る部分に限る。

一 会社の設立

二 会社の資本増加

(工業技術院設置法の改正)

21 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三條第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 株式会社科学研究所に關する事務を処理すること。

第六條に次の一号を加える。

五 株式会社科学研究所に關する事項

(報告書は會議録追録に掲載)

(田中角榮君登壇)

○田中角榮君 たいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案の、商工委員会における審議の経過並びに結果につき報告いたします。まず、石炭鉱業合理化臨時措置法案につき申し上げます。

一昨年来、わが国石炭鉱業は深刻な不況に悩まされておられ、しかも、この不況はとどまるどころを知らざるありさまであります。元来、わが国の石炭は賦存状況や品質等において諸外国に比し不利な条件にありますが、さらに、戦時、戦後の経済条件を無視した強行出炭等によりまして、炭価は一そこの高騰を招来したのであります。しこうして、このような高炭価は、昭和二十七年末の炭鉱の長期ストライキを契機として、必然的に割安な外油及び外国炭の進出を許す結果となつたのであります。従つて、わが国の石炭は、これらの輸入エネルギー源と競争するために、企業採算を無視した価格で對抗せざるを得なくなつたのであります。加えて、一昨年下期以来のわが国経済界の不景気は、一そう石炭の需要減に拍車をかけ、ために、生産に弾力性のないわが国石炭鉱業の困難はいよいよ深刻となつたのであります。石炭鉱業の全面的な崩壊は、すなわち輸入エネルギーの大量進出であり、この傾向は直ちに莫大な外貨の流出を招き、このことは国民経済の基盤を根本よりゆすぶる結果となることは必至であり、このような状態を打開するために立案されたのが本法案であります。

本法案の目的は、一定の計画に基いて従抗開采等の合理化工事を実施するとともに、坑口の開設を制限し、非

能率炭鉱を整理いたす等の方法により、石炭鉱業の合理化をはかりとするものであります。次に、本法案の要旨を簡単に申し上げますと、第一は、通商産業大臣は、本法案の目的達成のために、石炭鉱業審議会の意見を聞いて合理化基本計画を定めるとともに、毎年合理化基本計画の実施をはかるための実施計画を定めねばならないこととあります。第二は、石炭鉱業の合理化のため、その整備に關する業務を行つてを目的とする石炭鉱業整備事業団を設立し、所要の業務を行わせることとあります。第三には、石炭鉱業を合理化するため、当分の間坑口の開設を許可制にすることであり、第四は、合理化の効果炭価に反映せしめるために、通商産業大臣は、標準炭価を決定することとあります。石炭の販売価格がこの標準炭価を著しく越える場合に引き下げの勧告をすることができ、こととし、さらに、炭価が標準炭価を著しく下り、合理化計画の達成に重大な支障を生ずるような事態に対しては、通商産業大臣の指示により生産数量及び販売価格の制限に關する共同行為を実施し得るよう、独占禁止法の例外措置を認めることとあります。なお、本法案の有効期間は五年以内であります。

本法案は、六月四日商工委員会に付託されましたので、六月八日通商産業

大臣より提案理由を聴取いたしました。本法案に対する審議は、六月二十三日以来、前後数回にわたり、きわめて熱心に行われましました。なお、この間、北海道、九州へ委員を派遣して、審議の万全を期しました。その詳細は會議録を御参照願います。次に、同派社会党案である臨時石炭鉱業安定法案につき申し上げます。

本法案は、政府提出の石炭鉱業合理化臨時措置法案では真にわが国石炭鉱業の安定は期待できないのみならず、現在の炭鉱地帯の不安を一掃できないとの考えのもとに立案されたのであります。その要旨とするところは、石炭鉱業の合理化をはかり、生産費の引き下げを行つるとともに、他面、需要の増大をはかり、生産量の指定等を行い、さらに、近代化の効果とその炭価に反映するよう、政府において販売価格を決定し、石炭販売公団をして販売を行わしめ、流通部門における無用の混乱を避けようということ等でありました。

本法案は、七月十四日商工委員会に付託せられ、七月十九日、提案者を代表して多賀谷辰君より提案理由を聴取いたしました。

内閣提出法案に賛成して、同派社会党提出法案に反対されましたが、日本社会党は、ともに、内閣提出法案に反対され、同派社会党提出の法案に賛成されました。

討論終了後、両法案の採決を行いました。まず、臨時石炭鉱業安定法案を採決いたしましたところ、賛成少数をもって否決されましたが、石炭鉱業合理化臨時措置法案は多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

同法案採決後、神田博君外二十六名より石炭鉱業合理化臨時措置法案に關する附帯決議案が提出されましたので、採決いたしましたところ、右附帯決議案は多数をもって採択すべきものと議決しました。

次に、小平久雄君外三名提出にかかるとる株式会社科学研究所法案につき申し上げます。

秋田県国士に八千万を算する膨大な人口を擁し、しかも天然資源に乏しいわが国が、前烈な国際競争に伍して経済自立を達成するためには、科学技術を振興して、わが国産業の技術的基盤を強化することが必須不可欠の要件であります。わが国産業の技術的基盤を強化するためには研究活動の一そのの推進が必要であります。最近の研究は研究分野が著しく専門化していく傾向が顕著でありますので、今後の研究

の方向は、これら分化発達した各分野の研究の総合化を必要としている段階にあるのであります。現在、わが国におきまして、かかる総合研究を行う研究機関としては株式会社科学研究所がありますが、同研究所は、わが国唯一の総合研究所として、歴史的伝統と優秀な研究員を擁し、財団法人理化学研究所として創立して以来三十年、わが国科学技術の発展に幾多の貢献をしてきたのであります。昭和二十二年財団法人より株式会社に変更され、民間法人たる株式会社科学研究所として再発足したのであります。資金的基礎が脆弱なため極度の財政的不振に陥り、このまま放置すれば、ついには閉鎖の運に陥る懸念なしとしない状況にあります。

元来、基礎研究を含む総合研究機関は、最初からコマーシャル・ベースにおいて経営することはきわめて困難で、国家からの援助がせひとも必要なのであります。これは、旧理化学研究所の改組に当り、衆参両院が、財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律(昭和二十二年法律第一三二号)の附帯決議として、同研究所に対し財政並びにその他の援助をなすべきことを決議している事情に照らしても明らかなることとあります。

本法律案は、右の趣旨により、科学技術に関する総合研究を急速かつ計画的に行う実施主体として、広く産業界の資金の参加を得て、半官半民の特殊会社として株式会社科学研究所を設立し、所要の助成措置を講ずるとともに、他方では研究所に対し必要な監督を行おうとするものであります。

本法律案は、七月二十一日商工委員会に付託されましたので、同日提案者代表より提案理由を聴取いたしました。本法案に対しては各党とも別に異論もないようでありましたので、七月二十二日討論を打ち切り採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

昭和三十年七月二十二日 衆議院会議録第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案

の資金の参加を得て、半官半民の特殊会社として株式会社科学研究所を設立し、所要の助成措置を講ずるとともに、他方では研究所に対し必要な監督を行おうとするものであります。

以上をもつて報告を終わります。(拍手)
○議長(益谷秀文君) 討論の通告があります。順次これを許します。八木昇君。

〔八木昇君登壇〕
○八木昇君 私、日本社会党を代表いたしまして、政府提出の石炭鉱業合理化臨時措置法案に反対し、両派社会党提出の臨時石炭鉱業安定法案に賛成の討論をなそうとするものでござい

す。そもそも石炭が重要国内エネルギー源として重大基幹産業であることは、いまさら申し上げるまでもありません。そのゆえに、つい先ごろまで、労働者はもちろんのこと、中小炭鉱経営者も合せて、終戦以来石炭増産は産業復興の原動力なりとの歴代内閣のやっ

きの呼びかけに応じまして、石炭増産に懸命の努力を続けて参りましたことは、いまだ皆さんの御記憶に新しいところでありまして。しかるに、その後の政府の石炭対策は全く無計画きまるものでありまして、朝鮮動乱後の不況が石炭産業界にも及んで参りまして、非常な苦境に立ちとすやまきであるにかかわらず、石炭需要の外国電油転換を宣伝指導したこと、これまた皆様方の御承知のところでありまして。ために、昭和二十六年に二百二十万キロリットルにすぎませんでした重油の消費量は、二年後に二・五倍の五百六十万キロリットルに増加をいたしました。今ごろになって、あたふたと重油ポイラーの設置制限法を提出して政治のナンセンス振りを露呈したものと目わざるを得ないのであります。

かくして、石炭産業界の不況はさらに拍車をかけられまして、この二年間に、三十八万の労働者は二十八万に激減するに至りました。倒産、破産を見た炭鉱地帯の惨状は、まことにひどいものであります。例を佐賀県のような小さな炭鉱県にとつてみましても、炭鉱地帯の本年三月におきます昼食の欠食児童は一千四百名、長期欠席児童六千百名という統計が出ておるのであります。こういう状態から、わが子のより青年に五十円で買ってくれという形でわが身を投げ出すという悲しい炭

鉱の妻のことなどが報道せられておるといふ状態でありまして。こういう惨状に目をおおいて、てんとして頼まない政府に対し、私どもは心からの憤りを禁じ得ないのであります。(拍手)
加うるに、今回政府は石炭産業合理化法案なるものを提出いたしました。その内容たるや、われわれが待望しなかったほんとうの石炭産業安定化のためのものではなくして、多額の国家資金を投入して大なたをふるおうという合理化の結末は、縮小再生産による一部大資本の擁護、中小炭鉱の取りつぶし、大量の首切り、矛盾の拡大、こういう以外の何でもない反動立法であります。

われわれは、こういう意味から、大要次の諸点について、この合理化法案はどうしても承服することができないのであります。

第一に、本法案は、非効率炭鉱の買い上げ三百億と、縦坑開ききによって、今後五カ年間にさらに五万七千名もの首切りを予定しておりますが、これに対する雇用受け入れの体制が全くないのであります。抽象的な対策の方針はあっても、何ら具体策がない。わずかに、国鉄川崎線の新設、遠賀川改修工事等数名を予定しておると、労働大臣は国会で答弁をいたしました。しかるに、この法案が今やこの本会議で採決せられんとしておるにかかわらず、いまだ川崎線の決定を見ず、失業対策についても、法案の裏づけとして、びた一文の予算も計上されずおらないのであります。(拍手) こういうことでは、われわれは了承ができません。

第二に、本法案による非効率炭鉱の買い上げは、事実上非効率炭鉱の救済などということではなくて、その実体は銀行救済策である。(拍手)これは私がかくどくどく申し上げるまでもございませんが、八十億の買い上げの金の大部分は、まず抵当権者であります。ところの銀行に取られ、次に公租公課、社会保険料、これが差し引かれて、残りの債権者の手には、労働者の退職金を含め一銭も入らないのであります。(拍手)

また、第三に、中小炭鉱を切り捨てた残存大手炭鉱が生産販売のカルテルを結成して市場を独占、独占利潤を獲得することを法的に容認するものでございまして。縦坑開発、コスト引き下げというのは、あく名目だけでありまして。実体は明らかにカルテル法案であります。

第四に、本法案は備給の調整について何ら対策を講じておらないといふこととであります。今日、中小炭鉱の休廃止をしております原因は、生産コストが高いからでは決してございません。販売路がないために倒産をしておるのであります。一昨年における流通部門

の状態を見ますに、企業間における熾烈な販脱競争が展開せられまして、中小炭鉱は逐次大手筋並びに販脱業者によって市場から駆逐されつつあるのがあります。しかも、石炭の生産性の弾力性の乏しいところから、需要に応じた措置が直ちにとれない産業であるというところから、今日の悲劇が起つておるのであります。電力用炭の一つをとりますと、水主火従の現状において、豊海水一割の上下によつて二百数十万トンの石炭の需要の上下があります。この犠牲をあげて石炭業者に負担させるということは、だれが考えても勘定であると言わざるを得ないのであります。(拍手)

第五に、この法案は、実施困難の机上プランであつて、とうてい言いがごとくその実効を期し得ないものであるというところであり、これは各種の報道機関がまた報じておるところであります。すなわち、政府説明によりますと、本法案の目ざすところを達成するために、資金上、税法上の諸優遇措置が完全に実施されることはもちろん、最終年度に四千九百万トンへの増産、労働賃金も物価も現在のまま抑え置きということを前提として初めてできるというのであります。現に、本年度の資金計画において、政府の五カ年計画の初年度八十億が、二十億割られて六十億になつておるではありませんか。

か。すでに計画の一角をくずしておるのであります。まことに机上プランと言わざるを得ないのであります。以上、時間の関係上簡単に反対理由の一部を申し上げましたけれども、最後に強調いたしたことは、石炭鉱業をほんとうに恒久的に安定させ、真にこれを公共的な利益に役立たせようとするには、これを營利的な私企業のままに放任し、国家資金はむしろ独占資本の高利潤の確保と赤字補てんに使用されるというより、今日の状況では、とうていだめだといふことでは、(拍手)私どもは決して理論を言つておるではありません。百の理論よりも実証であります。巨大な資源国アメリカは別といたしまして、イギリスを初め欧州先進国の炭鉱国管ないし国営、さういふ実情を、この際保守党の皆さん方はとくにお考えをいたされたかと思ひます。(拍手)もしこれらが直ちに実現できないといつたとしても、社会党両派の提出いたしました石炭鉱業安定法案が示しておりますように、わが国エネルギーの総合対策を研立し、需要拡大により、火力発電の新設、都市ガスの普及、石炭化学の振興、低品位炭の活用を積極的な施策を行ひまして、労働者を首切るといふ残餘無情なやり方ではなく、さらに中小炭鉱の石炭販路を確保する等の、あた

かといひ、さういふ議論もあるやうであります。この法案のような法律的根拠によつてこそ初めて施行が可能となるのであつて、法的根拠なくして一般企業たる石炭鉱業に特殊の恩典を付与し得ないことは、おのずから明白であります。従つて、炭鉱の危急を救うためには、少くとも現内閣のもとにおいては、とりあえずこの法案を成立せしむるのほかにないといひ、われわれの結論に達したのであります。すなわち、炭鉱を愛する経営者の血のじむ苦心と、従業員その他の関係者に心から同情するがゆえに、満足ではないけれども、とりあえずこの法案を成立せしめ、実施の状況にもかんがみて、他日適宜修正を施さうといふのが、われわれの見解でございます。

かといひ、さういふ議論もあるやうであります。この法案のような法律的根拠によつてこそ初めて施行が可能となるのであつて、法的根拠なくして一般企業たる石炭鉱業に特殊の恩典を付与し得ないことは、おのずから明白であります。従つて、炭鉱の危急を救うためには、少くとも現内閣のもとにおいては、とりあえずこの法案を成立せしむるのほかにないといひ、われわれの結論に達したのであります。すなわち、炭鉱を愛する経営者の血のじむ苦心と、従業員その他の関係者に心から同情するがゆえに、満足ではないけれども、とりあえずこの法案を成立せしめ、実施の状況にもかんがみて、他日適宜修正を施さうといふのが、われわれの見解でございます。

かといひ、さういふ議論もあるやうであります。この法案のような法律的根拠によつてこそ初めて施行が可能となるのであつて、法的根拠なくして一般企業たる石炭鉱業に特殊の恩典を付与し得ないことは、おのずから明白であります。従つて、炭鉱の危急を救うためには、少くとも現内閣のもとにおいては、とりあえずこの法案を成立せしむるのほかにないといひ、われわれの結論に達したのであります。すなわち、炭鉱を愛する経営者の血のじむ苦心と、従業員その他の関係者に心から同情するがゆえに、満足ではないけれども、とりあえずこの法案を成立せしめ、実施の状況にもかんがみて、他日適宜修正を施さうといふのが、われわれの見解でございます。

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議録第四十五号 石炭鉱業合理化臨時措置法案外二案

興、自立経済達成のためには、ぜひともこの石炭の値段を外国並みに引き下げなければならないことは、もちろんであります。政府当局の説明によりますと、本法を施行すれば、炭価は現在よりも約二割低下し、コーンシヤル・ベースにおいて、石油その他の競合物資と優に対抗できることとなる、というのであります。しかしながら、われらの見解をもつてするならば、事は必ずしもその簡単には行かない。

そもそも、わが国の炭鉱経営は、欧米諸國のそれと比べて、宿命的な大きなハンディキャップを背負わされておるのであります。そのおもなるものを教えても、まず第一に、石炭の天然条件において著しく劣っておるのであります。炭層は薄く、炭質は悪い。松岩の介在、その他賦存の状態もまたよくないであります。第二に、これはもとより石炭鉱業特有のものではないのであります。最大の隘路と称されております資金対策において、外国とはとうてい比較にならない。資金を確保することが非常に困難であり、さらに金利の高いこともまた世界無比である。現に、これがため、年々相当多額の融資を受けながら、既往の負債の元利払いのため、ややもすれば引き揚げ超過に終らんとする実情でございます。第三に、最も注意すべきは労働問題であります。かの日本の経済力を根本的に破壊せんとした占領政策の一環たる例の労働三法が、これまた欧米各國にも類似を見ないものであります。独立後の今日も、なお依然として、そのまま存続しておるというところでございます。その他、技術の後進性については、これまた論を待たないところでございます。

かように観じ来たならば、わが国の石炭価格を外国並みに引き上げるといふことは、けだし容易のことではないのであります。従つて、政府は、わが国の炭鉱がよりな宿命的悪条件を背負わされておるといふ現実におおることなく、これを正しく認識するとともに、これを克服すべき適切な施策を勇敢に推進するの必要な片の合理化臨時措置法だけでは、わが国の石炭鉱業の安定はとてい望むべくもないといふことを、この際強く政府に警告いたしまして、私はこの討論を終る次第でございます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 伊藤卯四郎君、
「伊藤卯四郎君登壇」
○伊藤卯四郎君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました政府提案の石炭鉱業合理化臨時措置法案に反対し、両社会党提案の臨時石炭鉱業安定法案に対して賛成の討論を行つておきます。(拍手)
政府のこの法案は、仏を作つて魂を入れておらない法律でございます。と申しますのは、この三年来といふものは、日本の炭鉱は非常な不況に追い詰められまして、炭鉱の不安と危機は社会問題化しておることは、皆さん御存じの通りでございます。こうした苦しい立場に追い詰められました焼山内閣は、窮余の一策としてこの法案を出したのでございます。窮余の一策にも、むしろなつておらぬのでございます。この法案の実施の第一前提条件ともいふべき大事な点は、総合エネルギー計画といふものの上に立つてこれは提案をされなければならぬのでございます。たとえば、石炭を焼く今後使つていくか、あるいは重油を焼く入れるか、あるいは水力、火力発電をどの程度に伸ばすか、それを拡張した方が日本の産業と国民生活に寄与するかといふ、この見地に立つての提案でなければ意味がないのでございます。(拍手)
そういう点等は全然考慮されておられません。全く単なる苦しまぎれの法案にすぎないのでございます。

この法案で一番重大な点といわなければならぬのは、需要と生産をいかによりに調整するかと云うことでございます。たとえば、二十九年、昨年度は、四千五百五十万トン国内炭が消費されておりました。政府は、この法案等によつて、一応の机上数字としては、昭和三十年度に四千三百萬トン国内炭を消費する、五年の後の三十四年度には四千九百萬トンを消費する、こういう一応の数字を作つておりますけれど

も、これは単なる机上数字として作つているのにすぎないのでございます。この需要を法律をもつて保証する何らの規定もございません。従つて、この需要に伴うこれらの計画的な生産が行われなければならないはずでございます。需要と生産を取り組ませていく、たとへば、そういう点から貯炭というものはあり得ないという計画でなければならぬはずでございます。ところが、需要の数字は一応作つておられるけれども、生産は各山々が自由勝手にどんどんやれといふのでございます。需要は法律で保証しない。生産は各山が勝手にやれといふのでございます。一体、これでは何のためにこの法律が作られておるのか、意味がわからぬのでございます。(拍手)石炭鉱業安定は、かろうとするならば、まず需要の年度計画を法律で保証して、生産をこれに見合ふ程度行わしめて、需給関係を國家の制度として定めてやつていくところに、初めて石炭鉱業の安定化があり得ると私は信ずるのでございます。こういう点等は全然考慮されておられません。

御存じのように、石炭界が非常に不況になりましたのは、昭和二十六年以後、外国からの重油が圧倒的に入つてきたからでございます。昭和二十六年にはわずかに二百四、五十万キロリットルでございましたものが、二年後の昭和二十八年には五百三十七万キロリットルにふえてきたのでございます。このために圧縮をされた石炭が六百万トン以上上つたのでございます。これがいわゆる炭鉱の深刻なる不況の根本的原因でございます。従つて、これらの問題を解決するといふことでなければ、この法案の意味はないのでございます。

そこで、この需要と生産の調整を定めまして、消費するだけを生産する。しかしながら、経済界の変動、天災地変によつて非常貯炭のあり得る場合がございます。と申しますのは、たとえば、昨年は非常に雨が降りました。そのために、電力会社が平年より二百五十万トン国内炭を使つておらぬのでございます。二百五十万トン吸らなくなつたのでございます。このように雨がたたくさん降れば、石炭が要らなくなつてくる。経済界の変動によつて貯炭ができる。こういう非常貯炭に対しては、政府が非常貯炭を保障するといふことを定めないうりにおきまして、日本の炭界は安定をしないと考へるのであります。(拍手)この法案は、全くこういう点を規定いたしておらぬのでございます。

さらにはまた、非能率炭鉱、条件の悪い炭鉱を三百萬トン買いつぶすと云うのでございます。ところが、この買いつぶすに當つて、一トン当り二千三百五十円、三百万トン買取るのでござ

六六七

が、中小炭鉱を手当り次第にぶつつぶして、反面において、大手炭鉱に対しては国家資本をどんどんつき込んで、しかも生産販売のカルテルを作つて、かつての財閥である三井、三菱その他の財閥に対して利益を擁護するのと同時に、日本の石炭企業をこれらの財閥の手に完全に売り渡し、独占の支配をさせようとしておる点が、われわれとしてこの法案に反対する第一の理由であります。(拍手)

戦争と石炭炭とはつきものであるといふことを言われておりますけれども、朝鮮戦争においては特備炭によって潤つて参りました石炭企業も、朝鮮戦争が終る事によつて極端な不況の中に追い込まれ、そして、最近では、アメリカから押しつけられた、重油の日本に対する押しつけ輸入によつて、日本の炭鉱は極端な窮乏の境の中にたたき込まれておることは、皆さんの御承知の通りであります。しかも、このような状態は、単に中小炭鉱ばかりではありません。大炭鉱に対しても脅威を与へつつある。その証拠に、昭和二十九年の大手九社の決算で、二十八年と比べると十四億円の取入減になつておる点を見て、大手炭鉱にも影響を与へつつあることは明らかであります。そこで、大手炭鉱は方針を変えざるを得なくなつた。すなわち、今まで石橋さんの好きそくな自由競争主義を訴えてきた大手炭鉱は、

今や、この自由競争を捨てて、国家資本の手によつて中小炭鉱をぶつつぶして、国家資本を大手炭鉱みずからもちにどんどんと入れさせることによつて自分たちの利潤を確保しなければならなくなつたのである。このために今度の法案が作られた。この大手炭鉱の貪欲なる欲望を満たすために、石橋通産大臣はこれに率仕するがために、この法案を提出したにはかならないのであります。(拍手)

たとえば、この法案によつて見ても、時間がありまけんから簡単に申し上げますけれども、三百三十の中小炭鉱を買い上げるに當つて、炭鉱整備事業団といふものを作つて、八十億の金をこの炭鉱の買い上げに使うと言つておるが、この八十億の金は、政府も大資本家も、一銭も腹の痛くない金なのである。たとえば、大資本の方で、中小炭鉱の買い上げに當つて、見舞金あるいは香典料としてトントン当り十八四の負担金を出すことになつておるけれども、しかしながら、通産省の出した昭和三十四年の生産計画のコストの内容を調べてみるならば、この負担金に見合つたために、トントン当り三十四の余裕金を作つておる、そうすると、大資本家は、十八四の負担金を出すかわりに、三十四から差し引いた十二四の金が、中小炭鉱の香典料を出すことによつて自分たちのふところにも入る仕組みに

なつておる。あるいはまた、政府においても、財政資金を一銭も出さないので、金利を引き下げることによつて、この八十億円のまかないを償つておるに過ぎない。これらの点から見ても、明らかに、中小炭鉱をぶつつぶすためには、政府も大手資本家も、一銭も腹が痛まない。そうして、その反面において、大資本家を擁護するためには、縦坑の開設のために、四百億を初めとして、国家資本を一千二百九十億五年間に使うといふこの法律が、大資本家を擁護の法律であると言わなくてはならない。私たちは、このような法律に対して絶対に賛成するわけには行かないのであります。

第二の反対の理由は、先ほど石炭の伊藤卯四郎君も言われました通り、この法案を作るためには、その基礎になる総合エネルギー計画が作られておらなければならぬ。ところが、この総合エネルギー計画はでたためである。この点は、この間の商工委員会においても、明らかに委員諸君によつて暴露され、通産大臣は答弁ができなくなつたのを見て、あなた自身おわかりの通りである。こういう点から言つても、今後五カ年において二割の炭価の引き下げを行なつて四百九百万トンの生産をするといふことは、とうてい不可能であると言わなければなりません。

第一、この合理化法を執行することによつて、先ほどの諸君も言われた通りに、日本の全炭産労働者諸君は、絶対に反対をし、戦い抜くでありました。これは反対の第三の理由になるのであります。何よりも、この法案が実行されることによつて、六万人の首切りが行われ、そして労働強化が行われ、低賃金が実行され、賃金のストップがそのまま行われ、その上に労働者の災害がとんとんふえて、人命無視の法律であるといふことを、われわれは見のがすわけには行きません。われわれは、このような法律が実行される限りにおいて、日本の石炭の生産どころか、日本の炭産の荒廃を来たし、日本の労働者階級に対して首切り、低賃金、労働強化、そして求むる増加によるところの人命の無視が行われることを、はつきりとこの機会に指摘しなければならぬと考へます。(拍手)

はなはだ簡単でありますけれども、時間の関係で、以上三點をもつて反対の理由をいたしまして、われわれは、政府の提出法案に反対をし、社会党の提出いたしました安定法案に賛成をするのであります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、石炭炭業合理化臨時措置法案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員

長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、臨時石炭炭業安定法案につき採決いたします。本案の委員長の報告は否決であります。本案を委員長報告の通り否決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り否決いたしました。

次に、株式会社科学研究所法案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

出席國務大臣

文部大臣 松村 謙三君
通商産業大臣 石橋 湛山君
労働大臣 西田 陸男君
出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君
農林政務次官 吉川 久衛君

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議第四十五号 石炭炭業合理化臨時措置法案外二案

昭和三十年七月二十二日 衆議院會議第四十五号 議長の報告

閣議を省略した報告

一、昨二十一日本院は鉄道建設審議会委員に佐藤博夫君、平山孝君、今里広記君、岡田三三君、湯河元成君、迫静二君、島田孝一君及び山崎匡輔君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十一日益谷議長は鳩山内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

厚生省公衆衛生 楠本 正康
環境衛生部長

運輸大臣官 岡島大治郎
房総光部長

国税庁長官 阪田 泰二
大蔵省理財 石野 恒一
局長心得

一、鳩山内閣總理大臣から益谷議長宛、昨二十一日議長において承認した岡島大治郎を同日政府委員に任命した旨、及び同日(運輸省鉄道監督局岡田有鉄道部長)細田吉蔵の政府委員を免じた通知を受領した。

一、国税庁長官平田敬一郎及び大蔵省理財局長阪田泰二は去る十九日転任したため、それぞれその政府委員は自然消滅になった。

一、昨二十一日内閣から次の報告書を受領した。
昭和二十九年産米穀第四・四半期中における予算使用の状況(出納整理期間中の整理の分を除く)。

一、昨二十一日衆議院規則第十四条但

書により議長において議席を次の通り変更した。

- 七 小林 郁君
- 一〇 岡田 春夫君
- 四八 田中 正巳君
- 一八 岡田 直君
- 二七四 島村 一郎君
- 二七五 河野 金舟君
- 二七六 横井 太郎君
- 二七七 正力松太郎君

一、昨二十一日農林水産委員会において、次の通り理事を補充選任した。

理事 安藤 鸞君(理事中村寅太郎君去る十八日委員辞任につきその補充)

一、昨二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 福井 順一君
地方行政委員 丹羽 兵助君
井手 以誠君
法務委員 横鏡 重吉君
平田 ヒデ君

外務委員 久野 忠治君
大蔵委員 大森 健君
文教委員 犬養 健君

昭和二十九年産米穀第四・四半期中における予算使用の状況(出納整理期間中の整理の分を除く)。

一、昨二十一日衆議院規則第十四条但

農林水産委員

- 井出 太郎君
- 山口長治郎君
- 勝岡田清一君
- 商工委員 帆足 計君
- 運輸委員 永山 忠則君
- 大西 正道君
- 建設委員 吉田 重延君
- 予算委員 八木 昇君
- 議院運営委員 菅 太郎君
- 中村寅一郎君

一、昨二十一日議長において、次の常任委員の補充を指名した。

内閣委員 保利 茂君
地方行政委員 加藤常太郎君
勝岡田清一君
法務委員 福田 昌子君
吉田 賢一君

外務委員 犬養 健君
大蔵委員 大森 健君
文教委員 田口長治郎君
木下 哲君
大西 正道君

農林水産委員 加藤常太郎君
山口長治郎君
勝岡田清一君
商工委員 帆足 計君
運輸委員 永山 忠則君
大西 正道君
建設委員 吉田 重延君
予算委員 八木 昇君
議院運営委員 菅 太郎君
中村寅一郎君
山本 象吉君
有馬 雄次君
佐々木秀世君

農林水産委員 丹羽 兵助君
久野 忠治君
井手 以誠君
商工委員 八木 昇君
運輸委員 池田 龍治君
松平 忠久君
建設委員 二階堂 進君
帆足 計君
議院運営委員 中村寅一郎君
山本 象吉君
有馬 雄次君
佐々木秀世君

農林水産委員 丹羽 兵助君
久野 忠治君
井手 以誠君
商工委員 八木 昇君
運輸委員 池田 龍治君
松平 忠久君
建設委員 二階堂 進君
帆足 計君
議院運営委員 中村寅一郎君
山本 象吉君
有馬 雄次君
佐々木秀世君

農林水産委員

- 中村 寅太郎君
- 久野 忠治君
- 井手 以誠君
- 商工委員 八木 昇君
- 運輸委員 池田 龍治君
松平 忠久君
- 建設委員 二階堂 進君
帆足 計君
- 議院運営委員 中村寅一郎君
山本 象吉君
有馬 雄次君
佐々木秀世君

一、昨二十一日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

議院事務局長職員定員規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

一、昨二十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(黒金泰美君外一名提出)

一、昨二十一日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
一、昨二十一日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

社会福祉事業等の施設に関する措置法案

建設業法の一部を改正する法律案

一、昨二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。
昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(加賀田進君外十一名提出 衆法第六一五号)

地方行政委員会 付託

一、昨二十一日予備審査のため衆議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

社会福祉事業等の施設に関する措置法案(小林英三君外五名提出 衆法第二一〇号) 社会労働委員会 付託

建設業法の一部を改正する法律案(小澤久太郎君外二名提出 衆法第二二〇号) 建設委員会 付託

一、昨二十一日予備審査のため衆議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

社会福祉事業等の施設に関する措置法案(小林英三君外五名提出 衆法第二一〇号) 社会労働委員会 付託

建設業法の一部を改正する法律案(小澤久太郎君外二名提出 衆法第二二〇号) 建設委員会 付託

一、昨二十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

自衛隊法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

日本海外移住振興株式会社法案
自動車損害賠償保障法案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

一、昨二十一日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案(横路節雄君外十二名提出)

株式会社科学研究所法案(小平久雄君外三名提出)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(小枝一雄君外一名提出)

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(植村武一君外十六名提出)

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(赤城宗徳君外三名提出)

一、昨二十一日次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

兜春等処罰法案
一、昨二十一日参議院から、去る七日予備審査のため送付された次の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案(高田なほ子君外六名提出)

一、昨二十一日参議院から、去る十三日予備審査のため送付された次の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。

女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に関する法律案(木村守江君外五名提出)

衆議院会議録第四十二号中正誤

五八頁三行の次に次のように加える。

第四百四十六条第三項中「第百五十七項」を「第百五十九項」に改める。

衆議院会議録第四十五号 議長報告